



Title	資本主義ロシアにおける労働環境と社会保険
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 15(2), 109-159
Issue Date	1965-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31141
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(2)_P109-159.pdf



資本主義ロシアにおける労働環境と社会保険

荒 又 重 雄

ま え が き

本稿は、資本主義時代のロシア（1861～1917）において、(i) 労働環境の状態、(ii) 災害発生の状態、(iii) 療養給付の水準、(iv) 永久労働能力喪失のさいの補償の水準と方式等の実態を、さしあたり判明するかぎりで明らかにしようとするものである。

本論に先だって、あらかじめ若干の年代的めやすを示すならば、ロシアにおいて、産業革命の結果としての労働環境の悪化がめだち、かつ、それが工場監督制度の導入とともに社会的にあきらかになりはじめたのは 1880 年代であり、業務上の災害に対する雇主の責任に関する法律が、まがりなりにも制定されたのは 1903 年であり、さらに、災害および疾病を保険事故とする社会保険の立法がなされたのは 1912 年である。

また、資本主義時代のロシアにおける一般的な衛生医療水準についての指標を掲げるならば次のごとくである。1900年に、医師 1 人当り住民 25,000 人、診療所 1 カ所当り住民 36,000 人。⁽¹⁾ 人口 1 人当り総医療費は大凡 1 ルーブリ、すなわち熟練労働者の日賃金とほぼひとしい額。⁽²⁾ 1913 年に、人口 1,000 人当りベット数は、ロシアで 4.0、ウクライナで 3.4、白ロシアで 2.8。⁽³⁾ 1913 年の肺結核による死亡率、人口 10,000 人当りペテルブルグで 286 人、モスクワで 226 人、ヤロスラヴリで 309 人。⁽⁴⁾

以下 (1) 1880 年代まで、(2) 1890 年代、(3) 1900 年代、(4) 1910 年代の 4 節において、時代順に考察をすすめる。

I. 1880年代まで

年少労働者の規制を内容とする最初の工場立法がロシアに成立するのは1882年であり、その前後は、産業革命の結果がむき出しの形で労働者状態にあらわれた、いわゆる「原生的労働関係」の時代ということになる。当然、ここロシアにおいても、労働環境は人間の生理的条件を無視したものとなり、安全・衛生の施設は未だ全く存在しなかったにひとしいものであったろうと想像される。しかし、そのひどさの程度がいかなるものであったのか、十分に明らかではない。われわれは、工場監督官や衛生医師の個別的報告の中に、それを窺ひ知るのみである。

衛生医師アムステルダムスキーの報告によれば、繊維工場では、常時20℃以上のひどく乾燥した空気の中で作業が行なわれており、化学工場には、刺激性のガスが充満していた。わずかしかな窓も、ガラスが埃でよごれているために、採光に役立っていなかった。医師ペスコフの言によると、「諸工場では、たんに人間的権利一般のみならず、空気を吸ひ、光を利用するという生きたオルガニズムの純粋な権利さえ踏みにじられていた。⁽⁵⁾ モロゾフのニコリスカヤ・マニュファクチュアの例をみても、換気装置一つなく、埃はたまりほうだいで、⁽⁶⁾ 照明はわるく、機械の配置は過密であり、作動中の機械の清掃のために児童労働が利用されていた。児童は、シャフトや車輪や、その他機械の回転している部分のあいだに這いこみ、軀をかぎ形にまげた姿勢をつづけながら、埃をブランで払いのけていた。⁽⁷⁾ 1880年代のヤルツェフスカヤ工場では、便所の臭気がひどいことに不満が出ても、工場の管理部は、毒気がなくなったら便所は休憩所に変ってしまい、そこから労働者を力づくでひっぱり出さなくてはならなくなる、として放置していた。⁽⁸⁾ 1875年、キエフの新聞によると、キエフ市の衛生医師は「印刷所の大部分は湿った、採用のわるい地下室にあって、その空気は鉛の埃で充満しており、換気装置はない。労働者、とくに植字工は、しばしば病気になる」とのべていた。⁽⁹⁾ 同じくキエフの新聞に、1890年、医師ヴォスクレセンスキーは、マホルカ

(下級タバコ的一种) 工場の裁断部門について、「慣れないものはそこに数分ととどまることができない。なぜなら、たちまちひどい咳が出て胸がひりひりするからである。労働者は口と鼻にハンカチやその他の布切れをつめている。そうしないと働くことができないのだろう。労働者の多くは、あきらかに眼に炎症をおこしていた。しかし、この工場でもっともひどい労働は乾燥室のそれである。その環境の中には数秒ととどまることができない。私は、日給でやとわれた兵士が、2時間の作業ののち失神するのをこの目でみた」⁽¹⁰⁾とかれている。

以上のような情報は、それぞれ明瞭な事実をわれわれにつたえているとはいえ、自然科学的ないみでの計量的正確さをもつものではない。それは、当時における安生衛生技術の未発達を示すものであると同時に、労働環境に対する社会的規制の欠如をも示すものであろう。1888年、キエフの市会の中の衛生委員会が、印刷工場およびタバコ工場のための義務的衛生規則制定に関して検討を開始せざるを得なくなった⁽¹¹⁾との情報もあるが、何らかの有効な規則ができた様子もないところを見ると、1880年代末になってやっと、安全衛生規則の問題が日程にのぼりはじめていたことを示すほどのものであろう。

不備な労働環境の結果としての災害の発生、労働者の被災は、労働環境そのものの状態よりも把握しやすい明白な事実であり、したがって、より豊かつ正確な資料がのこっている。災害の発生という明白な結果に対しては、より早期より国家権力の行政的干渉がなされるという事情も、この点に幸している。ウラルについていえば、1865年7月10日、鉱山管理部長官は各鉱山に、発生した災害を記帳するよう指示し、1866年4月13日、法令をもって、労働者の被災状態、および災害の原因について、地方警察に届け出るべきことを指図し、さらに1876年4月12日の法令をもって、災害発生を鉱山管理部に報告するに際しては(a) 農地調停官や郷役場にも知らせたかどうか、(b) 地方警察に届け出たかどうか、(c) 災害の原因は労働者の粗暴であるか、その他の原因であるか、(d) 災害を記帳したかどうか、もあわせて報告せ

よと指示している。⁽¹²⁾

記録によると、災害の量は非常に多い。モロゾフのニコリスカヤ・マニュファクチュアでは、1869年より1892年までの間に1963件の災害があり、おそらくこの中には軽い外傷などは含まなかったであろうとされる。⁽¹³⁾ スモレンスクにあったヤルツエフスカヤ工場では、1880年ころ、毎月16～34件の災害があった。ちなみにこの工場の労働者数は1879年で2523人である。⁽¹⁴⁾ ウラジミル県では、1880年代に、機台にはさまれて不具になる労働者が毎年2000～3000人はいたというが、⁽¹⁵⁾ 県の紡績労働者総数は、ざっと1～1.5万人くらいのものだったと考えられる。⁽¹⁶⁾ より正確と思われる情報によると、1880年代のモスクワ県では、毎年、労働者1000人中277～303人が被災していた。⁽¹⁷⁾

なかでも、1882年の工場労働者最低年令法制定前後に顕著なのは、年少者の被災である。1869年5月から1870年7月までのあいだに、ニコリスカヤ・マニュファクチュアには72件の災害が記録されているが、うち37件は16才以下の少年であった。⁽¹⁸⁾ 主席工場監督官ミハイロフスキーの1885年度活動報告も、年少者に事故が多く発生しており、雇主はその原因を労働者の不注意および年少者の腕白のせいに行っている、と指摘している。⁽¹⁹⁾

明白な結果を伴う災害でさえ、相当部分が社会の目からかくされていたとみられる。ウラルにおいても、1877年、管区警察署長はニジュネ・タギリスキー工場管理部へ通牒を送り、ウラル鉱山管理部の法令をもっと正確に守るようにと勧告している。⁽²⁰⁾ ニコリスカヤ・マニュファクチュアでは、モロゾフの手帳に、1885年8月1日から1886年1月1日までに48件の災害が記載されていたが、そのうち警察に届け出されたのは4件にすぎなかった。⁽²¹⁾ アルタイのエキバスムズキー鉱の管理部にいたっては、事務員たちに、あからさまに「災害について何の記録ものこすな、全くなにも報告するな」と指示するしまつであった。⁽²²⁾

ひとたび発生した傷病に対する医療給付の水準はどのようなものであったろうか。この点に関する立法は、農奴所有工場時代以来の系譜を有しており、

1741年法は企業主に対し労働者のために病院を設置して無料で医料給付を行なうべきことを命じ、1806年法は各鉱山・工場に労働者のための病院設置を義務づけ、くだって 1866 年法は、各工場に労働者 100 人につきベット 1 台を備えた病院を企業主の負担で設置すべきことを定めていた。⁽²³⁾ しかしこの法制はほとんど空文に近かったもののようである。たとえばキエフには、1885年に 104 企業 4113 人の労働者があり、うち 3568 人で工場監督下にある工場で働く労働者であり、1890 年になると、500 人以上規模の工場が 6 カ所をかぞえていた⁽²⁴⁾が、工場病院は 1880 年代に入ってからデミエフカにあった精糖工場に一つ出来たのみで、その他の工場には病院はおろか、医師もいなかった。⁽²⁵⁾ ペテルブルグでも、工場附属の外来診療所や病院はほとんどなかった。ペテルゴフ郊外区において労働者のための病院といえば、プチロフ工場附属のそれ一つしかなく、しかも、1888年までは家族の診療をしなかった。この病院は、1888 年、3000 人の労働者に対して医師 1 名、補助医 2 名、薬剤師 1 名で運営されていた。⁽²⁶⁾ 工場病院のほかに市の病院やゼムストボの病院もあったわけだが、費用がかかるし、さらに、労働者はゼムストボの病院にかかる権利をもたぬことも多かった。

農奴所有工場時代からの長い歴史をもつウラルの鉱山は、ロシアの労働者状態の中でいろいろ特殊のものをもつところのようであるが、医療給付の点についても、独特のものをもっていたようである。すなわち、ここでは農奴制時代よりの系譜をもつ法制が比較的まもられている。1875年、ニジュ・ネ・タギリスキー工場の管理部が技術専門学校教授ラブジンのアンケートに答えているところによると、ニジュ・ネ・タギリスキー工場の鉱区の中に、住民は男女あわせて 30,000 人、工場労働者数は平均 12,000 人、2 つの病院があり一つは 1 階建 4 病室 30 ベット、他の一つは 2 階建 17 病室 85 ベットで、週 2 度回診する主任医 1 名と嘱托のゼムストボ医師 1 名、常勤する補助医 11 名、看護婦 7 名、外に産科を修めた女子補助医 2 名がおり、労働者とその家族は病気の種類をとわず治癒するまで病院にかかれ、病気の費用は工場所有者の負担であって、労働者よりは徴集されぬ、ということであった。どんな病気

が多いかとの間に対しては、ここ3年間の観察による外傷が多いとの答が出ているから⁽²⁷⁾ 業務上の事故によるものが多かったと推定される。この工場病院の活動については、1885/86年度の報告もある。それによると、ニジュネ・タギリスキー工場管区には7つの工場があり、うち2つにそれぞれ70ベットおよび15ベットの病院、のこりの5工場にそれぞれ2ベットの予診室がある。予診室は外傷と急患のみ扱って、入院はさせない。医師3名、薬剤師1名、薬剤師助手1名、補助医12名、補助医の助手1名、産婆2名、看護婦2名、その他10名ほど雇われている。事務員・常備労働者およびその家族は無料で、局外者は1日1ルーブリ20カペイク支払う。1885/86年度、この工場の医療費支出は39,000ルーブリで、工場医療施設を利用した患者数は、入院851名、自宅療養7,835名、外来32,550名、合計41,236名に達した。⁽²⁸⁾

この種の病院があちこちにあったわけであるから、傷病は、この地では、かなり顕在化したものと思われる。クィシュトウイムスキー工場管区の病院における統計から、患者労働者の労働力喪失の程度をうかがってみると第1表のごとくである。重症患者が若干増加ぎみであるのが知られる。

第1表 クィシュトウイム工場管区病院における労働者患者数と傷病日数

年 度	患者数	喪失労働 日数(年間)	傷 病 日 数 別 患 者 数				死亡者数
			5日未満	5日以上 20日未満	20日以上 3ヶ月未満	3ヶ月 以上	
1884	324	4,336	47	228	49	— (96日)	23
1885	327	3,598	38	253	35	1	11
1886	269	3,453	28	208	33	—	15
1887	217	3,136	34	127	56	— (322日)	11
1888	279	4,341	40	165	71	3 (242日)	12
1889	316	5,466	46	188	80	2 (1201日)	16
1890	341	6,412	43	186	103	9	18

ウラルの諸工場は、こうした附属施設を重荷に感じはじめていた模様である。さきの、ニジュネ・タギリスキー工場の例にもどると、1887年4月30日

ペルミ県医療部が地方住民の重患を工場病院へ入れてくれるようにたのんだところ、工場管理部は、1887年5月4日、工場は折から病院への支出を縮減し、ベット数を少くしようとしているところであり、うけ入れることはできぬ、と回答している。⁽²⁹⁾ 1887年、工場管理部がたてた、工場医の定員縮少を含む医療費削減の方針に対して、新任の医師ヴァリテルは1888年10月5日、反対の陳情をしている。⁽³⁰⁾ ウラルにおける資本主義的合理化の特有なあらわれであったとみてまちがいなからう。

さて、被災して労働力の一部ないし全部を永久に喪失した労働者たちに対する措置は、1880年代までのロシアにおいて、どのようなものであったろうか。これも、モロゾフのニコリスカヤ・マニユファクチュアにおける実例と、ウラルにおける実例とについてみることにしよう。

1871年9月にモロゾフが被災労働者に与えた扶助金は次のごとくであった。9月13日、ギヤにはさまれて死んだ塗油工セルゲエフの埋葬料として母親に7ルーブリ、9月22日、同人にさらに50ルーブリ、9月27日、監督ティモフェエフの手の負傷に対し6ルーブリ53カペイク、9月30日、染物工場の釜の中で死んだサモイロフの妻に対し5ルーブリ53カペイク。金額がミゼラブルであるばかりでなく、補償に厳格な基準のないことも特徴的であった。息子イワン・シドロフの死に対して母は120ルーブリうけとり、娘エカテリーナ・ペトロワの死に対して父は290ルーブリうけとり、夫の死にさいして、セミヨノフの妻は230ルーブリ、グリゴリエフの妻は145ルーブリ、イワノフの妻は423ルーブリうけとっていた。また、左手首の切断に対しグリゴリエフは280ルーブリ、フォードロフは150ルーブリうけとった。右手指4本切断したフィリポフは429ルーブリ、2本切断したザハロフは112ルーブリうけとった。⁽³¹⁾ さらに、これらは決して補償金ではなく扶助金(посо-бие)であり、これら一時金の支給と引きかえに、労働者は、以後「会社に扶助金をねだって迷惑をかけることはない」と記した受取証をとられ、工場から退去させられるのがつねであった。⁽³²⁾ 自由雇傭の出稼ぎ労働を多く利用してきた伝統がこの点に関連なしとしないであろう。

次にウラルについてみよう。アバメレク＝ラザレフのペルミ領で1864年につくられた「老令年金および業務上廃疾への扶助金規則」から該当個所を抜いてみると「……2) 鉱坑, 工場, 仕事場で何らかの作業遂行中に不具となり, 肉体的労働に対する能力を失なったものは, 工場主よりの終身扶助金利用の権利を得る。……4) 不具になったものへの扶助金の額は, 身よりがないかどうか, 扶養家族の数, 勤続年数などによって決定される。……

(注) 扶助金は35年間勤続したものの年金額を上まわらないようにする。……6) ……扶助金利用の権利は, 本人の死後……妻, 12才未満で自分で自分の糧を得られぬ子供にうつされる。」その際の扶助金は年金と同様に, 妻に33%, 子もちの妻に50%, 子供だけのとき33%となっていたようである。さらに備考に「これら臨時規則は触れまわることなく秘密にしておくこと。今後種々の場合種々の理由で変更できるように。」とあった。⁽³³⁾ 扶助金が年金の形で与えられることがモロゾフの工場の場合との大きなちがいとなっている。これは, 農奴所有工場の伝統をひくウラルの特色であろう。ただし, 扶助金額はいちぢるしく少ない。35年勤続のさいの年金額をその上限の指標と考えると, 鉱坑における鉱石割り係年額6ルーブリ, 土工(同じく年額, 以下同じ)4ルーブリ, 工場上級職工12~15ルーブリ, 普通職工9ルーブリ, 下級職工6ルーブリ, 労務者4ルーブリであった。⁽³⁴⁾ この水準はウラルの官営工場においても同じだったとみられる。1864年8月, ブラトウストフスキー工場の元職達がアレクサンドルⅡ世に, 年金が少ないから, 他に無料の糧食を支給してくれるよう清願しているが, そのさいの文書によると40年勤続者の年金が月額27~57カペイクとなっている。⁽³⁵⁾

たとえ少額であろうと, 年金・扶助金の受給者数が増加すると, 工場にとって無視しえぬ支出になるだろうことはいうまでもない。第2表, ニジュネ・タギリスキー工場の例に, われわれは, 附加給付支出の中における年金・扶助金の位置の大きさをみることができる。全体的に生産の伸びの徐やかだったウラルにおいて, こうした支出の増加をくいとめることは経営にとって

第2表 ニジュネ・タギリスキー工場管区における
附加給付支出 (1878/79 工場年度)

		ループリ	カペイク
1. 年	金	10,473	— 27
2. 一時扶助金		3,433	— 11
3. 終身扶助金		16,762	— 34
4. 学	校	18,112	— 34
5. 養	育 院	4,181	— 12
6. 病	院	32,529	— 97 $\frac{3}{4}$
7. 教	会	17,552	— 28

重大な課題であったと想像される。

1881年4月16日に作成された、ストロガノフのペルミ領における「職工・労働者に対する年金・扶助金の決定に関する規則」は、その点において興味深い。終身扶助金は月1～3ループリ、同じく一時扶助金も一家族につき1回1～3ループリと、金額は先のズラトウストフスキー工場などの例より多いのであるが、経理は工場運営の他の部分と切りはなされていた。すなわち、ストロガノフから「個人的に」寄贈されて国立銀行ペルミ支店に預金された基金を元本にし、その利子の範囲ですべてをまかなおうというものであった⁽³⁶⁾

いま一つの方法は、鉱山組合共済基金を設立するものである。すなわち、組合費は企業主と労働者とで折半負担、労働者は賃金の2～3%を控除徴集される。工場管理部が自動的に組合の管理者となり、傷病・廃疾の扶助金や勤続年金を支給する。給付額の基準は、傷病による労働不能に対する扶助金として独身者に従来賃金の $\frac{1}{3}$ 、妻をもち子供のないものの $\frac{1}{2}$ 、妻子あるものの $\frac{2}{3}$ 、勤続年金は10年勤続の $\frac{1}{6}$ から35年以上勤続の $\frac{1}{2}$ までに分布していた。⁽³⁷⁾ こうした組合は、ズラトウストフスキー工場には1869年5月1日以前よりあり、⁽³⁸⁾ ヴォトキンスキー工場では、1873年に設立されている。⁽³⁹⁾ 1881年4月9日には、国有財産大臣イグナチェフにより「官営鉱山の鉱山共済基金に関する臨時条令」が認可された。下って1907年には組合数15、組合員数

20,000人、収支年額400,000ルーブリに達するまで発達している。⁽⁴⁰⁾ ところでこの鉱山組合に関する規則によると、業務上の廃疾に対する扶助は、もっぱら工場の負担でなさるべきであ故に、組合基金より支出しないことになっていた。ところが、ズラトウストフスキー工場、乾燥研磨職場の労働者たちは1882年より1885年まで幾度となく次のように訴えた。すなわち (i) 廃疾になって国庫から年金をもらっているものであっても、その額は貧弱なので、共済基金からも年金をうけられるようにしてほしい。(ii) 完全な年金をうけられるようになるための年功は35年となっているが、研磨職場は近年冬でも窓をしめて作業を継続するため、埃で胸をやられて20年と勤続できないから、35年を15年に短縮してほしい、というのである。この請願はきき入れられ、1885年8月、(i) 共済できめた年金と国庫よりの年金との差額があるときは、その差額分を共済基金より支給する。(ii) ズラトウストフスキー工場の乾燥研磨職場にかぎり、勤続各1年を3年と算して年功をきめるということになった。⁽⁴¹⁾ かくて、組合共済基金は、業務上の廃疾にも関係することが明瞭となった。

これらウラルの官営鉱山を中心にする動きとは別に、中央ロシアの私的企業に関するものとして忘れられないのは、1886年法すなわちモロゾフの工場における大ストライキののちに制定されたいわゆる「罰金法」である。この法は、罰金をつみ立てた基金は「もっぱら労働者自身の必要のために」支出さるべきであるとの規定をなすことにより、扶助金のための特別基金役立への道をひらいたものである。実効をもつようになったのは1890年代に入ってからであったとはいえ、これは、モロゾフのニコリスカヤ・マニユファクチュアなどにおいてすでに1880年代前半より採用されていたところの、「喫煙とウオトカもちこみに対する罰金は不具者への手当となり、粗漏な作業に対する罰金は雇い主のものとなる」といった方法による特別基金設定⁽⁴²⁾を、国法によりオーソライズし、ひろく普及させようというものであり、意義深い。

さらに、あらたに勃興しつつあった南部の鉱山業にあっては、またこれと

はちがった対応がみられる。ここでは南露鉱山主大会評議会の拠金によって1884年に「南露鉱山労働者扶助協会」が設立されている。この協会は、被災労働者およびその家族に扶助金を支給することを業務としたが、扶助額はわずかなものであったらしい。1884年より1904年までの20年間の支給総額は470,397ルーブリであった。⁽⁴³⁾

最後に触れなくてはならぬこととして、1880年代に、災害に対する雇主の責任を明瞭ならしめる法案の作成がはじまったことがある。1880年代はじめより、各省からよりあった委員会は、災害が「近隣の工業建造物においてすでに通常適用されている方策の不採用から発生した場合」には、企業主は被災労働者に対して責任をもつこと、労働能力の100%喪失に対しては賃金額の100%の年金、寡婦と子供には死んだ労働者の賃金の60%の年金を支給するとの内容をもつ法案を作成した。大蔵大臣ヴィシュネグラドスキーはブルジョアジーの反対をおし切って1889年2月、法案を国家評議会の審議にもちこんだが、専制の各部局の反対にあったたな上げされた。⁽⁴⁴⁾

II. 1890 年 代

1890年代は、ロシアにおける資本主義的産業の昂揚期である。それは同時に、反生理的労働環境の拡大でもある。急速な発展をしめしたドンバスの鉱山のほとんどは換気装置をもたなかった。坑内の空気には、外界のそれにくらべると10倍もの炭酸ガスを含んでいた。⁽⁴⁵⁾ 当然石炭ガスも多い中で、作業はたいまつや、遮蔽網をもたないランプなどを照明具として行なわれていた。⁽⁴⁶⁾ 工場もまたしかりであって、定期的に生産現場へ立ちまわらなくてはならない工場監督官は、国の負担によって災害から自分たちの生活を保険してほしいと希望していた。⁽⁴⁷⁾

労働環境の問題についての社会的関心は、1880年代までにくらべて、強まってきているようである。国有財産省は、鉱山学者委員会のメンバーであるベルテンソンを1891年ウラルへ派遣し、官営鉱山工場および若干の私有工場あわせて20以上について労働環境と医療施設を調査させている。ベルテ

ンソンが調査にもとずいて書いた報告書によると、ウラルの多くの工場は老朽しかけており、ほとんどの場合「狭く」、工作台がたてこんで配列されており、かつ防護柵がなく、溶鉱職場では炎をかぶりながら働いていて、火災の危険があり、研磨職場には換気装置がない、といった状態であった。⁽⁴⁸⁾

この調査にもとずき、国有財産省は大蔵省に文書をまわして、国家財政を考慮して新設工場や定員変更はさけるとしても、資材に対する予算は改善してくれるようにと申し入れている。⁽⁴⁹⁾

1890年代は安全衛生規則に関する問題が各所で表面化してきている点に特色がある。そして、時代とともに、その内容には、作業場管理の責任者としての雇主の責任の問題がふくまれてこざるを得ない。規則をつくつたとしても一方ではそれを守らなかった故をもって労働者に責任をおしつけることも可能であるとはいえ、不可抗力としての災害、その結果に対する雇主の恩情という関係は、いずれにしろゆるがざるを得ない。

1890年10月にすでに存在していた、ニジュネ・タギリスキー工場における「職工・労働者に対する災害予防のための訓令」は、安全規則の古いタイプを代表しているといつてよからう。その内容は、まず労働者は監督者の指示どおりに作業し、勝手に自分の命ぜられことの外に手を出さないこと、酔って作業をしないこと、および、監督の任にあたるものは作業に異常がないかどうか点検し、無頓著ゆえに災害をおこさぬこと、の二点につきる。⁽⁵⁰⁾ 考慮されているのは、工場の労働規律をもって労働者を陶冶することのみであり、それ以上に立ち入った指示はない。しかし、1892年3月付の西エカリンブルグ管区における「動力による機械操作のための注意規則」および、1895年3月に管区技師に認可された「ピリンバエフスキー工場鑄物職場における災害予防規則」などは、作業過程の立ち入った点まで指示している。前者は全36項に及ぶもので、例えば、(1) 職長は新入工員に安全な操作法を教えること、(3) 始動のシグナルの前に用具を準備しておくこと、(4) のこぎり、ドリルなどはきちんと整頓しておくこと、(6) 作業が終わったらベルトを外すこと、(10) 動いているシャフトにベルトをかける仕事は経験あるもののみに許

される、(13) 万一作動中塗油しなくてはならぬときは、歯車の離れる側からブラシを用いて行なうこと、(14) 必要のないのに遮弊物ひらくこと厳禁、⁽³⁴⁾ 作動中の機械のそばで衣服を着がえること厳禁、といったものである。⁽⁵¹⁾ 後者は全7項目よりなり、(1) 鑄型をよく乾燥すること、(4) 注入直前に鑄型に修正を加えぬこと、(5) 砂はよく選別して異物を含まぬようにすること、(6) 注入中にみぞを横ぎらぬこと、どうしても必要なときは鉄板でおおうこと等々である。⁽⁵²⁾

以上のような、作業遂行上の規則にあわせて、安全施設への関心もわずかながらみられる。1893年4月にヴェルフネ・セルギンスキー工場で採用されていた安全施設のリストをみると、蒸気機関を柵と格子で囲うこと、伝動装置部分を特別の衝立てで閉鎖すること、滑車、ハズミ車、せん風器を特別の鉄格子で遮弊すること、旋盤塗油のための特別用具の採用などが掲げられている。⁽⁵³⁾ また、ウラル鉱山管理部は1897年4～5月に各鉱山工場にあて、安全用具の具備状態についてアンケート調査を行なっている。それによると冶金、鑄物職場では、眼鏡、鉱滓の飛沫から目を守るための金網、皮革製の手袋、まえかけ、樹皮であんだわらじないし木製靴型、などがその主なものであった。⁽⁵⁴⁾ なかには、ニジュネ・イセツキー工場からの回答のように、「手袋と前かけの外に、博物館にならべられるようなものはなに一つない」とか、カーメンスキー工場からの回答のように、「労働者が欲しがっている角材以外なにもない」とか、あからさまに反抗的な例もみられるとはいえ、全体的には安全用具・安全施設はあった方がよいのであり、かつ平均的水準のものまで保有することはなおよいことである、という社会的慣習の確立のための準備段階をふみつつあったとみてよからう。

かような背景のもとに、ウラルでは、鉱山管理部附属鉱山業審議会が、1896年7月31日「鉱山・鉱坑の労働者の生命と健康と風紀を保全するための方策に関する義務的法令」なるものを制定している。22項目よりなるこの法令の2%は、労働者の居住場所および工場・宿舎の公衆衛生に関する問題になっている。そして、狭義の労働環境に関するものは次のごとくであった。

すなわち「(1)作業の遂行される場所は、労働者の安全と生産そのものの本性が要求する程度に明るくひろびろとしているべきこと…… (18) 酸・アルカリその他有害物質をつかう職場、同じくガスや埃の発生する職場で食事をすることは禁ぜられる…… (19) 有害な蒸気や埃の発生する生産にあっては、労働者は作業中に特別の衣服を着用せねばならない…… (20) 作業場・住居の内部のドアは出口の方向にむかって開くこと、出口・窓は外側にむかって開くこと、 (21) 作業中おもての戸に錠をかけてもよいが、火事で人が殺到したときに開くことが可能なようにしておくことと」⁽⁵⁵⁾ いうものである。ここでは、第一に、安全・衛生に関する公的規制がはじまったこと、第二に、しかしその内容は極めて不十分で規制力にとぼしいことが指摘される。

ともあれ、この時期に、同様趣旨の義務的法令が各部門でつくられはじめていることが注目されるのである。南部の鉱山に対しても、1894年7月14日付で、同名称の義務的法令が出されている。⁽⁵⁶⁾

このように、労働環境に対する規制がはじまりかけたとはいえ、資本主義的大規模生産の拡大にともなう災害量増大の傾向の方が、ずっと優勢であったようである。南部の鉱山業についてみると、1891年ルイコフスキー鉱で爆発により、58名の死者を出し、全ドンバスを戦慄させた。1898年には、ロシアードネツ会社の坑に爆発がおこり74名の死者を出した。1899年には、南ロシア会社の坑でやはり爆発がおこり、30名の死者を出した。⁽⁵⁷⁾ 化学・タバコ・繊維・ガラス工場に職業病が多かった。リガ・ガラス工場の作業場は64℃にも達し、そのため労働者の11.6%は職業性眼病にかかっていると医師が証言している。⁽⁵⁸⁾ クズネツォフ所有の陶磁器工場では、1895年、470人の労働者のうち、90人が結核にかかっていた。1898年1カ年で、この工場の労働者は13名死亡し、うち10名は結核によるものであった。そして、地元出身でない労働者は帰郷しているので、実際はもっと多く死亡しているであろうと監督官が証言している。⁽⁵⁹⁾ また、1890年代ともなると、農業機械の導入とともに農村労働者の中の被災者も多くなってくる。タヴリダ県的首席工場監督官の言によれば、農村を巡回するときまって農業機械の犠牲に

なった不具者の大群があらわれたという。⁽⁶⁰⁾ 被災者数が増えつつあったらしいことは、パジートノフの作成した数字（第3表）からも想定されうる。

第3表 鉱山業における災害被

	災者数
1885 — 1889	5,165
1890 — 1894	34,266
1895 — 1899	65,272

この時期の特徴として、災害の原因についての発言が多くみられることが上げられる。すでに 1880 年代末モスクワ管区工場監督官は、災害の80%は予知しうるものである、と指摘していたが、⁽⁶¹⁾ 1895 年、ラト

ヴィアの地区工場監督官は、工業企業の中で発生した災害の圧倒的部分の主要原因は「作業がおこなわれているところの労働環境にある」と指摘し、リフリヤンド県主席工場監督官ユリゲンソンは若干の災害を自から直接調査して、1900年に次のように指摘している。すなわち、「かなりの数の災害の原因は、主として、伝動装置に然るべき柵が欠如していること、同じくかなりの程度に、多くの工場でベルトの被ひのための設備が欠如していることにある。伝動装置や機械の作動部分に然るべき柵が欠如していることは、作業時間中における労働者の生命の保全のため遵守さるべき方策に関する義務的法令がリフリヤンド県にないことにもとずいている」⁽⁶²⁾ と。

このことは、決して、災害の真の原因が社会的に確認されるようになったことを意味してはいない。むしろ、真の原因はたえずかくされている。被災労働者を「作業中粗暴で不注意である」と非難したり、あるいは「偶然」を引きあいに出したりして、雇主は自からに責任のないことを証明するのが常であったようである。加えて、災害の原因の調査はきわめてゆっくりと行なわれた。1898年には、災害が発生してから2～11カ月放置された例もある。工場管理部が工場内で発生した災害を警察に報告しなければ、その調査すらもがなされなかったであろう。⁽⁶³⁾ とはいえ、雇主が形式的にでもあれ自から責任のないことを「証明」せねばならない社会的強制は、さしあたりツァー専制の行政権力の手をつうじてはあれ、つよまりつつあったと認めてよいであろう。

工場・鉱山における医療給付の水準はどのようになったであろうか。ここでもまず注目されるのは、「義務的法令」が制定されはじめていることである。先にのべたベルテンソンの調査は工場における医療の水準にも触れており、ウラル鉱山管理部は、1896年7月31日、前述の安全・衛生に関する義務的法令とともに、23項目よりなる「鉱山工場における労働者への医療扶助に関する義務的法令」を發布し基準を定めた。内容は、医療給付は無料であること、からはじまり、労働者100人未満でかつ医師のいる常設病院より15～25ベルスタのところは、予診室を設置して補助医もしくは医師が巡回する、労働者100人～400人のところは労働者100人につき1ベットの割合の独立病院をつくり、常勤補助医と巡回医師をおく、労働者400人以上のところは労働者100人あたり1ベットの常設病院と常勤医師および必要数の補助医と薬局をおく、労働者1000人以上で災害の危険あるところでは補助医ないしそれに類するものの当直をおく、病室は1ベット当り5立方サージェンの空間、1平方サージェンの床、 $\frac{1}{6}$ 平方サージェン以上の窓を必要とする、などであった。⁽⁶⁴⁾ 官営工場が多くて停滞的であったウラルでは、以前からの施設で一応形のつく場合が多かったようである。

しかし、その他の地方の様子はまた別である。1898年にトムスク鉱山管理部のつくった医療扶助に関する義務的法令は、その中の「労働者雇傭に関する規則第36条の効力により、労働者に対し金坑主より無料で医療扶助が提供される」という項からして実行されなかった。カラカンド鉱、スパスキー工場、ウスペンスキー鉱の所有者たちは、それを実行すると数万ルーブリも必要となるから、以前のまにしておいてほしいと陳情し、認められた。私的医療の費用は、阿克モリンスキー郡の例によると、労働者でも1日40～88カペイク必要であったから、実際にはこの地方の労働者は医療をうけられぬということであった。⁽⁶⁵⁾

1897年、モギリョフおよびミンスクの2県で何らかの医療扶助（予診室、診療所、病院）のあったのは、工場監督下にある609工場のうち34工場であり、グロドノ、ミンスク、モギリョフの3県に存在した工場病院のベット

数は全部で32であった。⁽⁶⁶⁾ 1898年、リフリヤンド県では、工場監督下にある労働者のうち医療扶助をうけうるものは5.6%であった。この率は全ロシアをとってみると18%となっていた。⁽⁶⁷⁾

ドンバスではどうであつたろうか。ドンバス西部第1鉱山管区の炭硯を対象に1889年のはじめ行なわれた調査の結果によると、医療施設をもっていたのは22坑のうち7坑であつて、のこりはゼムストボの病院にゆくか近くの企業の病院にゆくかしていた。1900年のはじめになると、大炭坑のほとんど全部が自分の病院をもつようになっておりシュトフ委員会の視察したところによると、いずれも労働者患者がびっしりつまっていた。⁽⁶⁸⁾ これらの事実は1890年代における医療機関の拡大を物語るとともにドンバスにおける災害発生の激しさを想わせる。

一応医療給付をうけられることになっている場合でも、その内容にまで目をむけると次のとおりであった。補助医のシレンコのいうところによると、ルーチュンコ坑には予診室が一つあったが、窓一つしかない小さな部屋で、15人の労働者がわらぶとんなしに板寝床に直接横たわっていた。⁽⁶⁹⁾ リフリヤンド県に1898年に存在した38の工場医療機関のうち29がラトヴィンスカヤ地方にあり、さらにそのうち21は、その中の第1工場地区にあったが、その第1工場地区のなかで常勤補助医をもつ予診室は4つにすぎなかった。⁽⁷⁰⁾

1890年代においても、工場内で発生した傷病に対する医療給付は無料ではなければならない、というのがツァー政府の政策の基本である。しかし、以上にみたように、この原則は各地で無視されている。1866年法や1890年代の「義務的法令」の基準にそつた医療施設は、実際にはめつたに作られていない。全然医療施設をおかぬもの、つくっても重症者のみうけ入れて、軽症者は私的診療機関に行かせるもの、さらに、ラトヴィア地方からの報告にみるように、共済基金を組織して、そのメンバーにのみ工場医師からの治療をうける権利を与えるもの⁽⁷¹⁾ など、形はさまざまであるが、医療給付の負担からできるだけ逃れようとする志向は一貫している。

労働力の一部あるいは全部を永久的に喪失したものへの扶助はどのように

なっていたのであろうか。この点について 1890 年代で注目されるのは、1886 年工場法にもとずいて出来た 1890 年 12 月 4 日の罰金基金支出規則、および 1895 年 4 月 26 日のサンクト・ペテルブルグ工場審判所による「規則解説」であろう。それによると、(1) 永久に労働能力を失なうか、あるいは病気のため一時労働の可能性をうばわれた労働者への扶助金として、医師の証明書にもとずき、従来賃金の $\frac{1}{2}$ 以下、(2) 産前・産後 4 週間、従来賃金の $\frac{1}{2}$ 以下、(3) 火災その他の資産を失ったものに賃金 4 カ月分を限度として、(4) 葬祭料として 10~20 ルーブリという四つの場合にそれぞれ以上のような額の扶助金を罰金基金から支出してよいことになっていた。⁽⁷²⁾

この規則にもとずき、1891 年 10 月 1 日より 1892 年 10 月 1 日までの 1 年間に、ウラジミル県では第 4 表のような給付がなされた。労働力永久喪失者への扶助金は、平均年額 30 ルーブリとなっている。リフリヤンド県の 1900 年の例では、労働能力永久喪失の 10 人に対する扶助金総額が 103 ルーブリ 94 カペイクであった。⁽⁷³⁾

第 4 表 1891/92 年度、ウラジミル県における罰金基金の支出

	人 数		1 人当り平均 (ルーブリ カペイク)	
	ルーブリ	カペイク		
罰金 取 入 総 額	94,055	— 47		
支 給 総 額	45,200	— 52	6,312	
うちわけ				
労働力喪失者への年金	6,198	— 20	208	29 — 80
家 産 喪 失	17,827	— 12	1,037	17 — 19
出 産	10,641	— 82	2,669	3 — 99
疾 病 扶 助	5,380	— 68	877	6 — 14
葬 祭	4,620	— 00	1,506	3 — 08
そ の 他	532	— 71	15	35 — 51

この扶助金額は、1880 年代までの水準にくらべて若干高めではある。しかし、次のような事情も考慮せざるをえない。すなわち、扶助金は罰金基金に積立てが現存するかぎりにおいて支給されるものであって、「もし現に罰

金がないときは……労働者は工場管理部にたいしていかなる要求も提出することはできない」、「支給される継続扶助金の総額は、罰金収入年額のなかばを超えてはならない」、なぜなれば一時扶助金にあてる金をのこしておかなくてはならないから、というものであった。工場監督官は、「今後、扶助金は、罰金基金がもっと多額になるまで、できるだけ少額、また極度に不可避となった場合のみ支給するように」と指示したり、しばしば「罰金基金の総額が労働者数に照応していない」との理由で、一時扶助金の支出の認可を拒否したりしている。⁽⁷⁴⁾ 罰金基金支出規則は、あくまでも罰金の規則を目的とするものであって、被災労働者の扶助を目的とするものではなかった。それは、被災者への扶助の最大限を規制していても、最小限を規制していなかった。それは、労働力喪失の程度と扶助金額との間にすら、何の関連も与えていなかった。

1890年代には、労働者の賃金からの控除によって共済基金を設立する方式もかなりの普及をみていたらしい。その場合、罰金は共済基金の中にくみ入れられた。工場監督官は、こうした基金が1896年のリフリヤンド県に10件あったのを確認している。これらの共済基金の特徴は強制控除制度および工場主による専断的管理にあるのであって、決して罰金基金よりそのいみで前進しているものとはいえない。理由なく一律に徴集される点のみが差異といえよう。リガ・ガス工場では共済基金への控除を労働者の同意なしにやっていたし、ロシア・バルチック車輛工場では、工場共済葬祭基金への賃金からの控除額は全く工場管理部の裁量にまかされ、規約には納付金の最低額週10カペイクが定められていたのみであった。⁽⁷⁵⁾ こうした賃金からの控除に対して労働者がつよい不満をいいていたのであろうことは当然である。1896年ペテルブルグにおける大ストライキのさいのバルチッキー工場労働者の要求の中に「扶助基金への控除廃止」とあるのがみられるし、⁽⁷⁶⁾ 年金基金を設立していた鉄道においても、1895年、ワルシャワ・ウイン鉄道ワルシャワ工場、ヤロスラヴリ鉄道モスクワ工場およびモスクワ・ヴェルスタ鉄道ミンスク工場のそれぞれ労働者たちが年金基金への賃金控除をめぐる騒動をお

こしている。⁽⁷⁷⁾

1880年代末より「南ロシア鉱山労働者扶助協会」が活動していたドンバス地方では、被災労働者に対する扶助は個々の企業主の責任ではないとの風潮が早くからあらわれるらしく被災労働者の権利は無視されていた。ルーチェンコフスキー鉱業会社の「慈悲」により与えられた扶助の例は次のごとくである。作業中死亡したイワン・フォードロフの葬祭に6ルーブリ、手を失なった発破係ニキーチン・グルゴリエフに8ルーブリ、夫を坑内でなくしたマリヤ・イワノブナに11ルーブリ、足を失なった運搬係少年セミヨン・ペトレンコに5ルーブリ。⁽⁷⁸⁾

ウラルにおいては、企業側負担による年金方式が一応まられている。しかし、第5表、第6表にみられるように、1人当り年金額はウラジミル県における罰金基金よりの支出にくらべて、むしろ低めであるにもかかわらず、給付総額は年々増大している。年金の源資について1880年代のうちにあらか

第5表 スラトウストフスキー工場における不具労働者への給付

	不 具 労 働 者		不 具 労 働 者 の 家 族	
	数	年金および食糧	数	年金および食糧
		ルーブリ ガベイク		ルーブリ ガベイク
1894	70	978 — 22	419	3,278 — 43
1895	65	712 — 51	444	2,924 — 15
1896	79	855 — 04	434	2,607 — 02
1897	86	1,076 — 67	458	3,271 — 31
1898	98	1,858 — 26	509	5,966 — 47

第6表 ニジュネ・タギリスキー工場（7工場）における年金給付

	人 数	年 金 額	1人当り年額
		ルーブリ ガベイク	ルーブリ ガベイク
1878/79	—	27,235 — 61*	—
1898	1,781	43,592 — 89	24 — 48
1904	1,840	52,776 — 09	28 — 68

* 年金と継続扶助金合計額 1886年の新規定で両者は総合された。

じめ規定をしておかなかったニジェネ・タギリスキー工場では、給付総額の増大傾向におそれをなして、支出引き締め努力を行なっている。1891年3月、管理部は各工場事務所に対し、年金受給申請者に対する審査を厳重にせよと通達し、1894年7月には、工場管理部よりデミドフ本庁へ、指示により年金11,458ルーブリ86カペイクの支出節約をなしたとの報告がなされている。管理部は、それとともに、年金継続の請願を行なったものが、265人に及んでいることも報告している。⁽⁷⁹⁾

こうした困難からの脱出路としてウラルの鉱山主たちがとりはじめた方法は、南部の鉱山主たちの先例にならった私的保険会社の利用であったことは次節にみるとおりである。

さて、1890年代に入ると、災害補償法制をめぐる動きはあわただしさを加えている。大蔵省は新法案を作成して、1893年3月15日、国家評議会に提出した。法案の骨子は次のごとくであった。すなわち、企業家たちは「企業内での作業が原因した労働者・事務員の死亡・不具・その他健康の損傷（職業病）のさい、そのことによって生じた被害あるいは損失に対し、本人あるいはその家族に補償する義務を有する」。企業の所有者は、災害の唯一の原因が（1）不可抗力（外力あるいは自然発生的力）であるか、（2）その企業に直接関係のない第三者の科であるといいうる犯罪や過失であるか、（3）被災者にとりわけ個有な科あるいは故意があったことによるか、の場合には責任を免れる。企業所有者は被災者に対し療養のための支出を補償し、かつ、労働力の永久完全喪失の場合には過去一年間の年俸額にひとしい額の年金を、労働力の永久不完全喪失の場合には労働力の弱화에相応した年金を支払う。以上法案の骨子をみると、企業者の無過失責任の原則が一応確立していること、および職業病の項が入っていることが、以前の法案とちがっていた。⁽⁸⁰⁾

この法案に対しブルジョアジーは、一方では、1893年6月の製鉄業者常設協議会事務局の発言にみるように、「毎年新らしい犠牲者が増えるために…工場主に負わされた重荷は年々増大し」、「全利潤をのみこんでしまう」おそれがあるから、被災労働者への年金額を少くするよう要求し、他方では、

1893年9月にモスクワ商工会議所が、1893年11月にペテルブルグ工場主大会がその他ウラル・南露・ポーランドなどの鉱山主たちが前後して提案したものにみられるように、「工場主の純収入を」「偶然の損失」のリスクから守るために、雇主責任法とひきかえに相互保険会社、種々の共済基金、国家社会保険などによつて工場主を援助をするよう要求した。⁽⁸¹⁾

再検討を要すとして法案を戻された大蔵省は、1890年代後半、一連の修正を加えた新法案を作成した。その中で、職業病に対する給付の項は除去され、労働力完全喪失のさいの年金額は賃金の $\frac{2}{3}$ に減額された。これは明らかにブルジョアジーへの譲歩であったが、さらにモスクワ、イワノボ＝ヴォズネセンスクの資本家たちは、「非富融」資本家の例外のあつかいを要求し、オデッサの資本家たちは、労働力完全喪失のさいの年金額を、賃金の $\frac{1}{2}$ にするよう要求した。ウラルの資本家は、「労働者の不服従をもって雇主の責任を免れしめる根拠とみとめよ」と要求した。⁽⁸²⁾

「労働者の死亡および不具に対する雇主責任法」に対してブルジョアジーが反対したとすると、ブルジョアジーの出した、保険協会、疾病基金、共済基金の設立の案に対して、大蔵省も農業・国有財産省も内務省も反対していた。前二者、とくに大蔵省は、それにより雇主責任法の制定が遅延することをおそれ、内務省は、種々雑多な基金の設立が労働者の組織化を助けることをおそれていた。こうした諸勢力の拮抗の中で、日程にのぼっていた雇主責任法も、1890年代末までには陽の目をみなかった。

III. 1900年代

20世紀に入っても、労働環境が大幅に改善された様子はない。ウラジミール県の紡績業においては、1900年代にいたってもほとんどの工場が換気装置をもたない。⁽⁸³⁾ キエフの印刷工場にも、換気装置をもたず、鉛の埃りを放置した例が報告されている。⁽⁸⁴⁾ 鉱山でさえ、大きな改善があったかどうか、大いに心もとない。⁽⁸⁵⁾ 1907年7月10日、とくに鉱山労働に関して安全規則が制定され、空気と水の清浄を保障するよう義務づけた。⁽⁸⁶⁾ そのさいの基

準には、排気の中に2.5%以上のメタンガスを含んではならぬ、というものもあったようだが、同時期のフランス・ベルギー・ドイツにおける1%以下という基準からみるといじむしくおくられていた。⁽⁸⁷⁾ ドンパスに機械的排気装置をもつものはなかったらしい。⁽⁸⁸⁾ モスクワのエム・デー・エル・エム・ゴム工場では、圧延機やつや出し機について働く労働者は必ずコンビネーション型の作業衣をつけなくてはならぬことになっていたにもかかわらず、工場側はそれを支給せず、やむなく労働者は自分でそれを購入していた。⁽⁸⁹⁾ ウラルのニジュネ・タギリスキー工場管理部では、安全用具として眼鏡と銅の網をつくり、労働者に義務的にそれを常用せようとしたが、配下工場の事務所から、もっと品質のよい、「よく見えてかつ目の焼けない」眼鏡をおくるようにと苦情が出ている。⁽⁹⁰⁾

一方における生産の大規模化と、他方における安全衛生施設のたちおくれとは、必然的に災害の増大をみちびかざるを得ない。まず南部の個別的事例についてそれをみると次のごとくである。

1900年、クリヴォイログ株式会社オルロフスキー鉱業所第2坑で、桶にのった3人の労働者が、ひき上げられる途中に綱が切断して死亡。同年、同会社の別の鉱業所で、火災が発生し3人が窒息死、1901年、コルスンスカヤ鉱業所で崩落、5人死亡。ヴェルホフスキー鉱山で崩落、11人死亡。同年、ロシア・ドイツ会社でガス突出、4人死亡19人火傷。1902年、ペトロフスキー工場で熔鉱炉の空気加熱装置清浄中の労働者5人がガス中毒、うち4人死亡。同年、ルイコススキー鉱業会社ウスベンスキー坑で火災発生、60人死亡。1905年、エカテリノスラフ鉱業会社グリゴリエフスキー鉱業所第12坑で、ガス突出、9人死亡。1906年、ドボヴォイパルキ鉱山で崩落、4人死亡。1908年、ルイコフスキー鉱山で坑内爆発、坑内にあった388人中283人死亡。⁽⁹¹⁾⁽⁹²⁾

以上は災害の原因と規模をみるために列举されたものであるが、1890年代よりやかましくなってきた労働災害に対する雇主責任法案の遠からぬ実施を予想し、災害の量についての全国的統計が作成されはじめている。第7表がそれである。

第7表 工場監督官に申告された災害数

	全 ロ シ ャ		ウクライナ*
	被災者数	労働者1000人 当り被災率	被災者数
1901	27,135	14.6	5,443
1902	—	—	6,454
1903	—	—	7,442
1904	69,697	41.9	11,188
1905	—	—	11,457

* ヴォルニヤ・キエフ・ボドリヤ・ポルタワ・タヴリダー・ヘルソン・チェルニゴフ
エカテリノスラフ・ハリコフ（うち実数の多いのはヘルソンとエカエリノスラフ）

この数字が未だ完全なものでないことはいうまでもない。その証拠に、キエフ管区工場監督官は、配下の各県主席工場監督官にあてた回状の中で、以下の事実を指摘している。すなわち、1901年に、キエフ管内の砂糖工場144のうち43（33％）が全く何の情報も送ってこなかったこと、22％は各1件のずつ通知したのみで、そのいずれも、死亡ないし重度の不具を結果したものであったこと、精糖部門をもった14工場のうち4工場は1件ずつ知らせてきたのみに、ある工場では38件、もう1つの工場では58件通知してきたこと、オデツサのアレクサンドロフスキー精糖工場では、1000人につき647件知らせてきたのに対し、のこりの6工場は1000人につき60件知らせてきたのみであったこと、これらの事実は、工場からの申告が不完全なことを示すものであると。⁽⁹³⁾ こうした事情をみると、1901年より1904年にかけての被災者数および被災率の増大は、大部分、災害の顕在化率の増大によるものと想定されるのである。さらに顕在化がすすめば、災害数はどの程度にまで達するものであったろうか。ここではシエルイマギンの推定を掲げるにとどめる。彼は、ロシア工業における労働災害の被災数は平均年間15万人～20万人、全労働者の10～11％であったとしている。この数をほぼ正しいものを仮定すると、1880年代より1900年代にいたる20年間に、被災率はモスクワ・ウラジミルなどにみられた20～30％の水準から10～11％の水

準まで改善されたことになる。もちろん、機械制大工業の拡大を背景に、被災総数が増大したであろうことは疑いを入れない。

鉱山における災害発生は、工場におけるそれよりも顕著である。1904年夏より1905年夏までの1年間に、マケエフスキー鉱山管区1つをとってみても、7件の爆発事故があり、労働者1000人中259人が崩落にあってゐる。⁽⁹⁴⁾ 鉱山では、災害補償の問題が、一つには企業主にとって龐大な出費をせまる恐れがあること、もう一つには、何らかの補償を制度化しないと労働者の募集に困難があること、という二つの理由からして、とりわけさししまった問題となっていた。災害の量的把握が社会的な問題となった。第28回南露鉱山業主大会でデイトマルは第8表の数字を上げ、1902年に不具の項が大きくなったのはハリコフおよびボルタワ鉱山管区でより正確な登録が行なわれるようになったためであり、もし全鉱山管区でそのように正確に行なうとすると、不具発生数はおそらく1万～1万2千に達するであろうとの

第8表 ドンバスの鉱業主が把握した災害

	死亡を結果したもの	不具を結果したもの
1900年	216	588
1901年	232	608
1902年	199	3,343
1903年前年	773*	2,102

* 疑問があるが当面たしかめるすべがない。

第9表 申告された鉱山監督下の災害

	全 ロ シ ヤ				ウ ク ラ イ ナ			
	被災		うち死亡		被災		うち死亡	
	人数	1000人当り	人数	1000人当り	人数	1000人当り	人数	1000人当り
1904	66,567	136.6	488	1.00	31,340	195.1	271	1.69
1905	61,509	103.9	674	1.16	34,990	219.2	379	2.37
1906	72,055	112.0	603	0.93	35,940	199.2	285	1.58
1907	63,145	127.1	605	1.22	36,554	177.2	383	1.86

べた。⁽⁹⁵⁾ まさにそのとおりであったことが、第9表によってあきらかである。被災件数は南ロシアのみで3万件を超えており、この数に登録もれがさらにあつたらうことを考慮に入れるならば、労働力の永久一部喪失をとまなうものはその程度の数になっていたであろうことは疑えない。

労働力損傷が一方的に顕在化していくのみでは、企業家の困難がますますだけである。雇主責任法の現実化を前にして、災害の原因についてのカテゴリー構成に注意がむけられはじめている。原因も、質料的な、自然科学的意味におけるそれと、形式的な、社会関係的な意味におけるそれとに区別され、かつ後者は、雇主の科によるものが労働者自身の科によるのか、が問題とされはじめる。第10表と第11表はともにウラルの冶金および金属加工業におけるものであり、第10表と第11表の発生事情別の項とをくらべると、ほぼ共通の傾向をみとめることができる。最も問題になるのは第11表の原因別構成

第10表 ニジュネ・タギリスキー諸工場における災害原因別構成(1904)

被災者総計	549人
うち	
(a) 火 傷	109
(b) 機械による怪我	19
(c) 墜落および重量物による打撲	155
(d) その他	265

の項である。一見してわかるように雇主はほとんど自からの責任を認めていない。労働者自身に責任ありとされたのが総件数の丁度半分を占める。さらに、「生産自体の危険」および「偶然」という、全く自然現象に問題をそらせてしまったのが $\frac{1}{3}$ を占め、のこりは第三者、⁹⁶ 職長その他の責任にしてしまっている。つまり企業家は、当時の義務的法令にあるごときごくわずかの安全設備をほどこし、労働者・職長の作業心得を多少こまかく作成しておけば、それ以上のことはいらぬ。安全設備が不十分でも、原因は自然そのものとされ、職長が安全設備を使用しなかったり、規則を守らなくとも雇主の責任ではないとされ、かつ、あとは労働者自身が規則を守らず不注意であ

第11表 西エカテリンブルグ管区における労働災害 (1903年上半年)

労働者総数		25898 人		
被災労働者数		116 人		
1000人当り被災数		4.17		
程 度 別	一時労働力喪失 3 週間未満	56 人		
	ク 3 ヶ月未満	46		
	ク 3 ヶ月以上	3		
	永久労働力喪失 一部	7		
	ク 全部	2		
	死 亡	2		
発 生 事 情 別	原 動 機	0 人		
	伝 動 装 置	1		
	作 業 機	6		
	起 重 機	3		
	ボイラー・汽関車煮沸器	0		
	爆 発 物	0		
	有毒ガス・蒸発物	0		
	引火物・高温物質・刺激性物質・有毒物質	27		
	墜落・倒壊・物体の落下	27		
	荷積・荷おろし転置（手作業）	21		
	人および荷物の運搬（鉄道）	1		
	水 難	0		
	動 物 に よ る	0		
	道 具 に よ る	13		
そ の 他	10			
原 因 別	雇 主 の 責 任	施 設 の 欠 陥	1	
		規則の欠如あるいは不全	0	
		安全設備の欠如あるいは不備	0	
	労 働 者 の 責 任	規則・教示の不履行	12	
		明 日 な 短 慮	2	
		不器用・不注意・その他	43	
		不適當な着衣	1	
	別	雇主および労働者の責任・安全設備の欠如および労働者の不注意		0
		他の労働者あるいは局外者の責任		13
		生産自体の危険		7
		偶然および原因不明		30
		責任ある人々による規則の不履行		3
		現存安全設備の不使用あるいは回避		3

ったためとされるわけである。1893年の法案の中にあった、雇主が責任を免れうる三つの場合が、充分にここで活用されているのを認めることができよう。もっとも、企業内の責任ある人々のミスが全く企業の所有者に責任を生ぜしめることがないとするのは、1893年の法案にある考え方、すなわち「企業に直接関係ないものの科」によるものは雇主に責任を生ぜしめないとする考え方よりも、一層雇主の責任をうすくする考え方であるといわねばなるまい。ともあれ、かようにして、雇主責任法施行に対する準備が進んでいたものと思われる。

ところで、工場・鉱山における医療給付の水準はどのようになっていたであろうか。無料の医療給付の原則が全く確立されていない部分がまだまだあったらしいことが、まず第一に指摘されなくてはならない。ペテルブルグ県でさえ、1899年3月および5月に、イジョールスキー造船工場の労働者たちは、無料医療給付の欠如にいかって騒動をおこしている。⁽⁹⁶⁾ ミンスク市内に労働者のための診療所が出来たのは1903年になってからであり、この診療所は、1908年に、比較的大きな35企業の労働者によって利用され、定員は医師2名、補助医2名、歯科医1名、助産婦1名であった。⁽⁹⁷⁾ 1905年のドンパスをみると、70の鉱山に全部で10の病院があった。病院というからにはベットがあったわけであろうが、すべてに常勤医師がいるというものではなかった。クリボロジエの鉱山病院の一つは、「……建物に泥壁で地面すれすれ、部屋は天井低く光がかすかしか入らない。原始的な引窓式換気装置で暗くまどのない廊下、……日かげは寒い……そこに寒いセメント床の診察室がある。……この病院には嫌悪を催させるカビくさい空気がただよっている。……この病院に水道はない。したがって病人を入浴させるにも苦勞する」⁽⁹⁸⁾ ものであった。ウラルのニジュネ・タギリスキー工場の2病院も1904年、場所がわるい、せまい、空気量・床・窓のひろさが基準に達せぬ、便所の臭気ぬぎがない、隔離病室がない、ベット数基準にたりぬ等の理由をもって、管区技師より建てなおしを誘められるにいたっている。⁽⁹⁹⁾ 新施設の建設はおくれ、旧施設の老朽化は進んでいるというところであろう。

労働力の一時的、永久的喪失に対する補償の問題では、南ロシアにはじまっていた私的保険会社に労働者を保険させる方式がウラルにもとり入れられはじめていることが注目される。南および南東鉱山地区の管区技師よりの報告にもとづいて、農業・国有財産省鉱山局が1903年1月ウラル鉱山長官に与えた通牒によると、その地区の多くの大企業では自分のところの労働者を私的保険会社に保険させ、その会社に、労働者に補償する義務および被災者の民事訴訟に対し法廷の前に責任を負う義務を移管していた。私的保険会社は、相互に協定を結び不具に対する補償たる保険金の額を切り下げたが、そのさい、会社の医師が労働力損傷をひくく評価するばかりでなく、労働者がひきつづき企業で働けるかどうかをきめる権利が自分にあるのだと口外しつつ労働者と取り引きして保険金を値切った。何の扶助も与えられねまに放置される労働者が増加しはじめた。⁽¹⁰⁰⁾ 1903年7月、ウファ県知事がウファ管区技師にウスチ・カタフスキー工場でも同種のことが行なわれていることを知らせている。そのさいウファ県知事は、「この工場の労働者保険はあきらかに不公平である。すなわち、こうした保険がなく、かつ工場管理部が自から直接不具になった労働者を保障している他の工場がはるかに大きな程度に担っている物質的責任を、比較的わずかな払込金をもって免がれようとつとめているのである」⁽¹⁰¹⁾と指摘している。雇主責任法制がおくれているあいだに、比較的保障されていたウラルにおいてさえ、改悪が進められてきたのである。

1890年代末に煮つまりつつあった被災労働者への補償にかんする雇主責任の法制は、まず、官営労働者の一部に適用されるところからはじまった。もちろん、ブルジョアシーの強い抵抗を回避するためである。1896年8月にすでに農業・国有財産省鉱山局で作成されていた「官営鉱山の労働者に、不具および疾病に対して年金と扶助金を支給することに関する」法案が、1900年5月10日、国家評議会の審議に付された。法案は、労働力永久完全喪失のさいに過去3年間の平均賃金の $\frac{1}{2}$ の年金、寡婦(再婚するまで)にはその夫に支給されるはずだった年金の $\frac{1}{3}$ 、16才までの子供には1人につき $\frac{1}{6}$ で $\frac{1}{3}$ 打ち切

り、両親のいない孤児には1人 $\frac{1}{3}$ 、2人以上 $\frac{2}{3}$ 、親は $\frac{1}{6}$ 、総計したものが死んだ労働者のもらうはずだった額を超えない、というものであった。また、不具になったものが、より軽作業で賃金のやすい労働に従うことになったときは、旧賃金と新賃金の差額の半分の補助金としてうけとる、労働者が自からなしうる新作業を拒否したときには、年金は半分に減額されるとあった。大蔵省の要求により、労働者に科のある場合には、年金うける権利を奪われるという項が入った。ただし、扶養者死亡のさいの家族には、同じように支給される、とした。大蔵省はまた、職業病を含めぬことにせよと要求したが、国家評議会はその要求を入れず、さらに、次のような修正を行なった。すなわち、労働力永久完全喪失のさいの年金額は賃金の $\frac{2}{3}$ 、寡婦にはその $\frac{1}{2}$ 、半孤児には1人 $\frac{1}{6}$ で $\frac{1}{2}$ 打ち切り、完全孤児には1人 $\frac{1}{3}$ 、3人以上のときは親に与えられるべきもの全額、低賃金労働への配転者には、新旧賃金の差額の $\frac{2}{3}$ を補償するというのである。法案はツアーリの認可をえて、1901年5月15日法「工場・鉱山の作業において労働力を喪失した官営鉱山労働者に対する年金に関する臨時規則」となって、30,000人の労働者に適用された。⁽¹⁰²⁾しかし、すでにみたように、ウラルでは一部の企業を先頭に、これらの責任を私的保険会社に移管する方式が前後して採用されはじめていたのであり、1902年秋にはベルテンソンが調査におもむき、農業・国有財産省はひきつづきこれら新事態に対処すべく努力しなければならなかったのであった。⁽¹⁰³⁾

ともあれ、大蔵大臣ヴィッテは、職業病をのぞき、年金額を賃金の $\frac{2}{3}$ とした一般法をいよいよ国家評議会にもちこんだ。そうした事態を前にして、ペテルブルグの資本家たちは、法案は工業が耐ええないような額の年金を定めているばかりか、農業労働者たちが飢え死にしているときに一部の労働者グループに特権を与えるものだ、⁽¹⁰⁴⁾ として暗に地主および政府を批判しているが、国家評議会は、近年の労働運動は「労働者状態改善を志向する方策の採用の不可避性を確証している。……この種の問題を自然のなりゆきにまかせることは、他の諸国家の例にあるように、しばしば社会秩序の重大な動揺をひきおこす」、また、健康を失った労働者が生活の手段をもたぬまま

に農村へもどり、「もっとも鋭い形態における労働問題がすでに急速に都市から農村へ移りつつあること」は重大である、として、法の制定を決定したのであった。⁽¹⁰⁵⁾「災害のため労働力を喪失した労働者、事務員を工業企業の所有者が補償することに関する法案」は、1903年6月2日、ツアーリの認可を得て法となり、1904年1月1日より施行されることになった。

この1903年6月2日法は、初期の法案にあった「責任」の語をのぞき「補償」と変えてある。もちろん慈惠的性格をのこすためである。被災労働者への補償は扶助金と年金との二種とされ、前者は災害の発生した日より労働力回復の日まで、あるいは労働力永久喪失が認定された日まで、賃金額の半分を与えられるもので、後者は、労働力永久完全喪失のさいに年俸の $\frac{3}{4}$ 、不完全喪失のさいにはそれに応じて、たとえば50%喪失のさいには年俸の $\frac{1}{2}$ の額を与えられるものである。年俸の計算の基準となる労働年の長さは260日とされたが、これは1897年工場法における290日、当時の相互保険会社で基準としていた280日にくらべて割り引きされたものであった。法は、もし企業家が「災害の原因が被災者自身の悪計であるが、あるいは粗野な不注意」であるが、または不可抗力の作用であることを証明すると、補償の義務を免除されることをきめていた。法はまた、災害に対する責任を企業の所有者の上にもみおいたので、企業が他の人の手にうつるとき、旧所有者のもっていた義務は「新所有者の同意によってのみ」新所有者にうつる、という解釈を生み出した。法にともなった規則や註解の中で、雇主は、3日以上の労働喪失を伴う災害についてのみ警察に報告する義務をもつことが定められた。労働者にとって3日以内の労働力喪失に対する補償の権利は心もなくなった。法の適用領域は、フィンランドをのぞく全ロシアの工場・鉱山・ゼムストボおよび都市に属する企業であった。しかし、機械力を使用しない企業、農村的性格を有する小企業、手工業企業、私有鉄道、水運業、官営工業企業は適用除外された。⁽¹⁰⁶⁾

1903年6月2日法にひきつづき、関連法が次々に制定された。すでに1894年に作成されていたが、一般法への影響をおそれて大蔵省により抑えられて

いた大砲製作所関係の労働者・職工に対する労働力喪失のさいの年金規則が1904年6月9日に制定された。そのさい大蔵省は「職業病の項のぞく要求を出したが、国家評議会はそれをしりぞけ、1901年5月の官営鉱山における規則に準じて職業病に対する年金の項も入れた。ツアーリの指示により、1903年法は若干の修正を附して官営鉄道の全従業員に拡大適用された。そのさい交通省では、年金額を賃金の $\frac{2}{3}$ から $\frac{3}{4}$ へと引き上げたのだが、国会評議会はそれを承認した。私有鉄道に対しては、1903年法が修正なしで適用された。1906年、1903年法は大砲部門のそれに準じたものに修正された上で皇室領の工場・鉱山に適用された。⁽¹⁰⁷⁾ かような拡大の過程は、1903年法が一般法であったことを示すとともに、この国において、たえず官業が優遇されていたことをも示している。

この法制はどのような効果をあらわしたであろうか。不十分ながらその点についてさぐってみよう。1907年、南ロシアのシチェルビノフスキー鉱山では、怪我をしたという労働者の申し出1348件のうち682件、つまり58%のみを外傷性傷害と認めた。1908年、同鉱山では、同じく1381件の申し出のうち659件、つまり48%のみを認めた。⁽¹⁰⁸⁾ これは一般に、ロシアの企業がいかにして公傷の数を減少させるかに腐心した跡とみなしてよいであろう。法のとおりに補償するかいなか、災害の原因を労働者の責とするかいなか、これらの点をめぐって、労使の抗争が表面化する条件が出来たわけである。その結果、工場監督官への苦情申込みが増大したとされている。1906年白ロシアで、雇主が労働力喪失者およびその家族への扶助を拒否したとの陳情が266件、1911年には293件、工場監督官のところへもちこまれた。1907年12月にミンスク県主席工場監督官のもとにもちこまれた陳情は次のごときのであった。すなわち、製材・ベニヤ工場の労働者が蒸気機関を掃除したとき、コックの故障のため眼に火傷した。数日して工場にもどると彼のポストは他のものでうめられており、彼は火夫となった。その仕事は病んだ眼にわるく、彼は「仕事ができない」として解雇され、8年勤続の工場から何の補償もえられなかった。この陳情は却下された。1911年、白ロシアで1903年

法によって支払われた額はしめて 3953 ルーブリであった。この地方で発生する災害は、工場監督官に申告されたもののみで 1910 年に 575 件、うち、死亡その他重傷をとまなうもの 19 件となっている。⁽¹⁰⁹⁾ 1904 年初から 1911 年末まで 8 年間あるが、かりに 5 年間と計算して 20 人ずつ永久労働力喪失者ないしその家族が出るとして、計 100 件、全額年金のみに使用されたとしても 1 件当たり 40 ルーブリである。かりに当時の年俸 200 ルーブリとしても、その 1/2 は 100 ルーブリである。先の 3953 ルーブリは扶助金としても支出されたことを考えるならば、重度の労働力損傷をうけても何らかの補償をえたものは 30 % を超えなかったのではなかろうか。

ところで、1903 年 6 月 2 日法がいよいよ施行されようとするとき、各地方の資本家たちは、それぞれ、一年間、半年間をかぎって法の施行を猶予するよう政府に圧力をかけたが、そのときの理由の中に、たとえばペテルブルグの工場主たちは、「法の若干の部分が不明瞭であり、保険会社が新しい法にもとずいた保険を採用する準備が出来ていない」ことを上げていた。また、保険会社は、新法の施行を前にして 1904 年 1 月 1 日より保険料率を引き上げることにより、工場主たちに恐怖をまきおこしていた。⁽¹¹⁰⁾ こうした動きは、労働者への補償を保険する方式が、すでに決して鉱山にとどまるものではなくっていったことを示している。資本家側からも、何らかの保険方式を政府が積極的に支援するようという陳情がくりかえし出されていた。労働者側からも、個々の企業主に責任を負わしても、確実に補償をとる保障のないことからして、社会保険への要求が強まることは必至である。ツァー政府にとって、労働者組織を助長することのないように、というもっぱら政治的配慮からそれを抑えておくことは次第にむづかしくなってきた。1905 年の革命は、社会保険への日程を一きょにちぢめた。

大蔵大臣ココフツォフは、1905 年 1 月、労働運動の昂揚に対処して工場法の改定が必要なことについて、ツァーリに報告をかき、1 月末の閣議の同意をえて委員会を組織した。この委員会は、検討すべき問題の一つとして疾病保険を掲げた。また商工省は、1906 年 4 月工場法の改正案を作成したが、そ

の中には社会保険に関する部分があり、労使双方の負担によって保険組合をつくる、医療給付は4カ月以内、疾病のさいの扶助金および労働災害の補償を組合基金で行なうという考え方をうち出していた。法案は各省よりあいのオストログラドスキー委員会により最終的に調整された上で、1908年、国会での審議に付された。⁽¹¹¹⁾ しかし、いわゆるストルイビン反動期に入っていたため法の制定は若干遅れた。

IV. 1910 年 代

この期に入って労働環境にどの程度の改善がみられたのか、総括的なことはわからない。ただ、ペテルブルグの大企業を、その点において最も進んでいたものと見立て、労働者が何を要求していたかという裏の面からみると、ネフスキー造船の鋳銅職場の労働者は1913年5月、煙および焰を排出する管の設置を要求しており、アレクサンドル・ネフスキー・マニュファクチュアの労働者は1913年6月、換気装置および機械の防護装置の改善を要求しており、イジョールスキー工場の労働者は1917年1月、換気装置の設置を要求しているのであり、⁽¹¹²⁾ すなわちその時点で、それぞれの施設が欠如しないしいちじるしく改善を要する状態にあったものと想定されるのである。それとともにこの期のペテルブルグの労働者の要求の中で特徴的なものは、衛生に関するそれであって、沸いた湯を備えること、洗面所ないし手洗のフックを設置することなどの要求が各所にみられる。これは、労働者の要求が高度化していることのあらわれとみてもよいであろう。

1910年、ミンスク県の工場監督官は、「労働者の災害の原因を調査すると、伝動装置と機械に柵をつくることを義務づける法令がぜひとも必要であることが明らかである」とのべており、1911年、労働者の外傷を研究したユ・ゲ・マリス博士、はその原因の主なものとして 1) 機械作業について何の経験をもたぬ農民をひろく利用していること、および 2) 完全作動中の機械の清掃であるとしている。⁽¹¹³⁾ 災害の発生原因はなお原生的性格をのこしているといっている。南ロシアの鉱山地帯についてみても、1914年10月31日某炭

磁、崩落で11人生きうめ、1915年2月ユーゾフカのスモリヤニノフ坑、綱切断で昇降機のかご墜落、1915年3月、ユーヂン鉱で4人ガス中毒、1915年7月、ベレストフスキー鉱でガス爆発、5人死亡、1916年1月、ヴェトカ鉱で火災、数人死亡、1916年2月、ユニオン会社イワン坑でガス中毒、6人死亡、1917年2月、ゴルロフスキー第一坑で炭塵爆発、21人死亡18人重軽傷、といった様子である。⁽¹¹⁴⁾

安全技術の専門家ア・ア・スコチンスキー教授が1915年にのべるところによると、災害は、主として用具・装置・機械による傷害、物体や建造物の倒壊による傷害、蒸気による火傷であり、炭磁の場合には、さらにそれに加えて崩落、ガスによる呼吸困難、炭塵爆発、などがあった。⁽¹¹⁵⁾

工場監督官の報告によると、被災率は1913年に労働者1000人当り43.9件であり、⁽¹¹⁶⁾ 1904年の41.9件にくらべて増加ぎみである。総労働者数が増大しているから、絶対的件数では増加がいちぢるしいことになる。ミンスク県のみでみても、1909年の8,863件から1911年には11,352件になっている。⁽¹¹⁷⁾ 第12表は南ロシア鉱山管理部長官の報告をもとに作成されたもので冶金工場と鉱山との被災率の数字が鉱山においていちぢるしく少なかったり、労働力の一時的喪失の数字が永久喪失の数字より少なかったりしていることから直ちにわかるように極めて不十分なものであるが、第9表のウクライナの項の死亡率とくらべてみても、全体的被災率はやや増加ぎみであるとみてとることができる。

第12表 南ロシア鉱山業における労働災害（労働者1000人当り被災率）

		全 災 害	労働力喪失		死 亡
			一 時	永 久 (一部, 完全)	
冶金工場	1913	450.20	3.45	12.98	1.21
	1914	434.90	3.47	12.14	1.53
炭 鉱	1913	158.02	3.01	13.67	2.58
	1914	174.20	4.55	17.15	3.21
鉄 鉱 山	1913	141.80	5.28	13.53	2.26
	1914	132.41	1.99	18.35	2.13

労働災害の問題の重要点の一つに、結果が蓄積するということがある。綿紡績業の中に働く労働者のうち、何らかの身体的欠損を生じていたものが労働者 1000 人中 93.2~220 人を占めたという。当時のドイツの水準は 10.72 人であった。⁽¹¹⁸⁾ 衛生医師ペ・エム・ナウムチエンコが南ロシアの鉱山業（冶金工場を含む）において行なった調査では身体に何らかの欠損をうけている労働者が 1911 年に炭鉱で、労働者 1000 人当り 353 人、冶金工場で 383 人、1912 年には炭鉱で 411 人、冶金工場で 418 人あったという。⁽¹¹⁹⁾

この期の災害問題で興味深いなりゆきを示したものに 1914 年 3 月、ペテルブルグのトレウゴリ尼克・ゴム・マニユファクチュアに発生した集団中毒事件がある。主にペテルブルグ・オクラナ長官が内務大臣になした報告によりつつ経過をみると次のごとくであった。この工場には男女計 11,500 人が長靴工場とオーバーシューズ工場にわかれて働いていた。蓋のない容器に入れられていたゴム溶液から出たのかと思われるガスにより、3 月 12 日、第 1 工場の婦人 60 人が、3 月 13 日第 2 工場の 470 人がめまい、吐気、失神状態を示した。470 人中 70 人は症状が重かった。ひきつづき、3 月 14 日第 1 工場の婦人 50 人が被災した。彼女らは予診室で手当をうけ、軽いものは帰宅し、重いものはオブホフスキー病院に行った。労働者はおこって工場外にあふれ出し、警官にレンガや根棒をもって反抗した。工場は 15 日と 16 日の両日閉鎖された。中毒の原因をあきらかにするために、ペテルブルグの医療監督官クロビン教授やカルピンスキー教授および数名の化学者を含む政府の委員会が工場を点検した。そして、二つの溶液の一方からガス中毒が出て他方から発生していないところをみると、つまり真の原因は溶液ではない、と判定した。3 月 17 日、作業は平常に復したが、第 1 工場から婦人の軽い中毒症が 14 件あらわれた。3 月 18 日、午前 10 時、オーバーシューズ工場の労働者に再び集団中毒があらわれた。54 人の婦人と 3 人の男子が予診室で手当をうけた。そのなかの 1 人アンナ・モロゾワは午前 10 時から午後 5 時まで失神状態をつづけ、午後 6 時市立アレクサンドロフスカヤ病院におくられた。他にも 3 人 3 時間も失神状態をつづけたものがあった。午前 11 時 300 人の婦人が仕事

を放棄して立ち去り、午後2時1275人がまた、「中毒がおそろしいから仕事をやめる」といって立ち去った。3月19日、ペテルブルグの120企業、43,000人の労働者が抗議ストライキに入った。⁽¹²⁰⁾ 経過をみて注目されるのは、まず、政府が労働者の中に動揺のおこるのをおそれて、直ちに調査委員会を派遣していること、および、その調査結果が全くずさんなものであることである。また、オクラナ長官の報告の中には、シャポシュニコフ・タバコ工場、ラファエルム・タバコ工場などでも、婦人労働者の中にめまい、吐き気をうったえるもの、ついに失神するものの多いことが指摘されており、低賃金と非衛生的労働環境の中で、ペテルブルグの婦人労働者の体力がいちぢるしく減耗しているさまがうかがえるのである。

医療給付の状態はどうであろうか。労働者の要求の中には、たえず医療給付の水準の向上が掲げられているが、この要求は一般的抽象的にのべられていることが多く、そのことから実際の医療給付の水準をうかがいみることはできない。ただ、1912年5月のペテルブルグ、ジューメンズ・ガリスケ工場の労働者の要求、および1913年6月、シュッケルト工場の労働者の要求の中に、就業時間一杯、常勤の医師を雇うこと、補助医の当直をおくことというものがある。⁽¹²¹⁾ 少なくとも就業時間の一定期間には医師がおり、通常の実業時間一杯は補助医が勤務しているものを水準のよかったところとみなせば、他方には、いまだ何らの医療給付をもなさぬところがたくさんあった。白ロシアのポリソフでは1911年、32の工場があったうち、何らかの医療給付を行っていたのは7つだけであった。⁽¹²²⁾ 第13表、第14表は、南ロシアの大企業についての資料である。ともに鉱山管理部長官の報告をもとにしてつくられたものである。第13表をみると1915年になって1人当たりベット数などの改善がみられたかにみえるが、実際にはベットの一部は世界大戦のため軍の利用にゆだねられていた。1915年、エカテリノスラフのガントケ冶金工場の病院では、医師は1時間に17～24人を診察していたし、ヴェトカ鉱では、診察をうける労働者は午前8時から午後3時まで待たなくてはならなかった。⁽¹²³⁾ さらに医師が決して医療給付のためにのみ活用されたの

第13表 南ロシア鉱山業における医療給付 I

		調 査 労働者数	病 院	予 診 室	ベ ッ ト 数	ベ ッ ト 当り労働者数	医師数	労働者 1人当り 医 療 費
冶金工場	1913	45,557	10	8	510	89	23	(ルーブリー)
	1915	62,359	11	10	928	67	34	11.07
炭 鉱	1913	93,908	33	47	831	113	52	8.01
	1915	103,813	43	60	1,076	96	50	10.02
鉄 鉱 山	1913	24,238	9	28	243	100	34	8.88
	1915	17,780	10	23	288	62	28	12.75

第14表 南ロシア鉱山業における医療給付 II

		調 査 労働者数	患 者 数			
			診 療 所		入 院	
			総 数	1000人 当 り	総 数	1000人 当 り
冶金工場	1913	45,557	702,038	15,410	10,897	239.1
	1915	62,359	923,569	14,810	17,034	237.1
炭 鉱	1913	93,908	895,820	9,539	10,517	111.9
	1915	103,819	858,098	8,265	71,064	840.3
鉄 鉱 山	1913	19,279	191,941	9,955	3,472	180.1
	1915	17,780	158,534	8,916	15,756	886.1

でないことも指摘される必要がある。すなわち、健康な労働者のみをえらんで雇い入れ、健康を害したものを次々に企業より排出するためにも活用されていたとみられるのである。労働力の損耗のいちぢるしい当時の労働者にとって、それはおそれの種であったと思われる。1912～1914年、ペテルブルグの労働者たちは、ストライキに入って要求を出すさいに、ほとんどといっていいほど、「医師の診察なしに全員を再雇用せよ」という項を入れている。

さて、1908年に国会に上程された社会保険法案は、その後、国会の「労働委員会」に附託されて時をすごしていたが、1911年に国会を通過し、さらに国家評議会による無修正の承認を経て、1912年6月23日にツァーリの認可をうけて法律となった。その内容は、災害保険と疾病保険で、前者は業務上

の理由による負傷・死亡・廃疾に対し医療給付をなすとともに扶助金および年金を支給するもので(職業病は含まない)、後者は、一般疾病、負傷、妊娠分娩および死亡に対し、医療給付とともに扶助金を支給するものである。保険料は、災害保険については企業主負担とし、料率は当該産業の危険度に応じて定めるものとし、疾病保険については、企業主2、被保険者3の割合で負担し、被保険者の拠出額は賃金の2~3%とした。保険給付は、災害保険については、医療給付をうけているあいだは賃金全額分の扶助金(1903年法は $\frac{1}{2}$)、労働力永久喪失に対しては1903年法と同額の年金を支給し、疾病保険については、傷病の第1日目より医療給付、第4日目より1カ年につき24週間を超えぬ範囲で(再発または他の傷病による場合も通計30週間を超えぬ範囲で)、独身者には賃金額の $\frac{1}{4}$ ~ $\frac{1}{2}$ 、妻子もちには $\frac{1}{2}$ ~ $\frac{2}{3}$ の額の扶助金を支給するというものである。疾病保険の中の出産扶助金は産前2週間、産後4週間、額は賃金の $\frac{1}{2}$ ~1の範囲で、埋葬料は賃金日額の20~30倍が基準であった。保険者は、災害保険については、企業主の選定した代表者によって管理される保険組合、疾病保険については、理事会のメンバーの $\frac{3}{5}$ を被保険者から、 $\frac{2}{5}$ を企業主側から選出して運営する疾病基金がそれにあたる。疾病基金は各工場・鉱山ごとに、場合によっては規模小なる企業数個連合して設立する。この保険組合や疾病基金を監督するものとして全ロシア保険評議会と各県保険審議会がおかれる。前者は、商工大臣を議長とし、官吏から21名、企業主から1名、被保険者から5名出て構成する。後者は官吏・憲兵・企業主より13名、被保険者より2名出て構成する。適用範囲は機械的動力を使用し労働者20人以上を使用する企業および機械的動力を使用せず30人以上の労働者を使用するもので、シベリヤ・カフカスには適用せず、農業労働者・鉄道労働者・建設労働者などにも適用されなかった。被保険者の数は大凡200万人であった。⁽¹²⁴⁾

以上のように、1912年法は一つの法律の中に災害保険と疾病保険という二つの部分をもっていた。1912年11月17日、帝国技術協会でブイコフが、「1912年6月23日法は労働者の災害から工業家を保険する法律だ」といっ

た⁽¹²⁵⁾のは、災害保険についてまさしくそのとおりだといえよう。災害保険において、小傷病は労働者が負担するたてまえになったのは、傷害補償の義務をもっぱら企業主におわせた1903年法からくらべて後退でさえあった。また疾病保険についてみても、それまでの政策の基本が、企業主の負担によって工場・鉱山の労働者に対し無料の医療給付を行なうことにあった点より考えると、その負担を労働者に転化するものであったともいえよう。ロシア社会民主党は1912年パリで開かれた第6回全国協議会で決議を採択し、この法律を(1)保険事故が2つにかぎられている、(2)被保険者になれるのは、労働者の中のごくわずか(おそらく $\frac{1}{6}$ 以下)である、(3)給付額が少ない、(4)保険機関が官吏や企業主の支配下におかれると、批判している。もちろん、保険制度によって危険が分散し給付の確実性が増すことは、その面では前進といわねばなるまい。

ペテルブルグ、ノヴォゴロド、オロネツ、エストランドの各県にわたり、1078企業、労働者314,107人を包含するペテルブルグ保険組合の1914年度活動報告によると、災害発生件数は26,608件、うち760件は1912年法の適用がみとめられず、のこる25,848件は労働者1,000人当たり82件となった。そのうち22,307件(86.3%)は一時的労働喪失、3,541件(13.7%)は永久労働力喪失を伴った。死亡数は70で労働者1,000人当たり0.22人であった。⁽¹²⁶⁾ この報告をブラウダに紹介したペ・アルスキーは、労働者の被災率が工場監督官報告の1913年1,000人当たり48.9件とくらべ、1914年のこの保険のデータをみると82件と増大していることから、災害がやはり増えたのであろうと推定しているが、災害保険の施行とともに起こった傷病の顕在化現象もおそらく一部分関連しているものと思われる。ペテルブルグのこれらの指標は、また、第12表にみる南ロシアのそれとくらべて一段と良好にみえる。その点も、労働者の産業別構成を考慮することによって若干わりびいてみなくてはならない。314,107人の労働者のうち、金属加工業の労働者が101,906人を占めるが、鉱山労働者はなしとみてよいのである。金属加工業だけについていうならば、たとえばペテルブルグにおけるレスネル工場では

1913年12月1日より1914年12月31日までの13カ月間に、身体の永久損傷をとまなう災害は643件、労働者1,000人につき200人のわりで発生しているし、⁽¹²⁷⁾ 1914年のネフスキー造船所では1,000人のうち709人のわりで被災している。⁽¹²⁸⁾

ところで、1912年社会保険法がロシアの政治史上の「事件」、労働者階級の保険カンパニヤをひきおこすにいたったのは、災害保険の部分ではなく、疾病保険の方に原因があった。疾病基金は各工場・鉱山に「自主的」につくられねばならず、そのさい労働者側の代表が選定されなくてはならなかったからである。

1912年下半年に全ロシア保険評議会が活動を開始した。労働者側の代表は商工大臣の推薦できめた。ペテルブルグの繊維労働者は11月26日集会をひらいて、企業家の代表が彼らの組織から出されたのに、労働者の代表が労働組合から出されなかったのは不満であると抗議している。⁽¹²⁹⁾ 全ロシア保険評議会は疾病基金の「標準規約」を1912年12月13日に制定した。「標準規約」は1913年3月ころまでに各企業に送付され、各企業は基金設立に積極的に努力すべきことを義務づけられた。ペテルブルグ県の場合には、次に県保険審議会が活動を開始し、1913年5月13日～1913年10月15日までの間の各種討議の中で、労働者200人以上を有する全工業企業は、各産業部門ごとに1913年7月1日～1913年12月1日のあいだに各個別的に定められたそれぞれの期限までに、規約の提出をもって疾病基金の設立を申告すべきことをきめた。⁽¹³⁰⁾

当初、基金への払込みによる労務費増大をおそれた企業家のサボタージュばかりでなく、労働者側も消極的であった。たとえば、1913年5月、エカテリノスラフ県主席工場監督官が、ハリコフ管区工場監督官にあてた報告によると、ベルギー電車、エカテリノスラフ電車の労働者は全権選挙に1人もあらわれず、ドルジュコフカにある製鋼所では900枚の投票用紙のうち回収されたのは293枚、そのうち204枚には「不必要」とか「不同意」とかかかれており、ユーゾフカのボッセ工場では選出された全権が規約の審議に参加せ

ず、すでに基金開設にむかっているリュビモフの工場でも、ここでは以前より傷病扶助金が出されていた関係上、全権は労働者たちに疑惑をもたれていた。⁽¹³¹⁾しかし、1913年のなかばになると、政府の努力に対し労使ともに消極的に抵抗している段階から、一挙に労使抗争の段階へとうつる。ユニオン鉱山・冶金、ルイコフスキー炭砒、ハリコフ汽関車工場、南ロシヤ機械製作工場など一連の大企業で労働者全権の選出が社会民主系労働者の積極的参加のもとにおこなわれた。なかでも著名なのはブリヤンスキー工場の例で、労働者たちは集会で企業主側の提出した規約に50項目以上の修正を要求した。そのなかには、出産による一時的労働力喪失にも扶助金を出すこと、家族にもあらゆる医療給付をすること、傷病扶助金は発病の第1日目から支給し、休日分も支給すること、かつて基金のメンバーであり、かついまだ他の基金のメンバーになっていないものに対して、退職後1ヶ月間は医療給付と扶助金をうける権利を与えること、その他、抛出金の算定基準についての、基金の文化的・政治的活動についての修正があった。この修正は工場管理部の入れるところとはならなかった。こうしたうごきの中でたとえばヘルソンのヴァドン造船所のように、雇主が一方的に労働者全権全員を指名し、規約案を承認させたところもあったわけである。⁽¹³²⁾内務省は、社会保険の施行過程のなかで労資の抗争が激化し、労働者の政治力量が増大することをおそれて、全権選出、規約の審議のために必要な労働者の集会の許可をしぶり、さらにはハリコフ県知事のように積極的に、商工省に属する工場監督官に対して、基金の新設をおさえるよう依頼するものも出るほどであった。⁽¹³³⁾

疾病基金の開設はどのように進んだであろうか。すでに1913年に労働者の63%が疾病基金に組織されたというミンスク県の情報があるが、⁽¹³⁴⁾一般にはもっと遅々としていたようである。第15表はペトログラード県主席工場監督官セメノフが商工業局に対してなした報告によって作成したものである。1913年に基金開設がすすみ、1914年をつうじて業務を開始するものがあいついだごとくであるが、大戦中の1915年1916年にはめだった前進もなく、1917年初、実際に業務を開始している疾病基金の恩恵をうけうる労働者

第15表 ペテルブルグ県における疾病基金開設状態

	1914年1月1日		1915年1月1日		1917年1月1日	
	基金数	労働者数	基金数	労働者数	基金数	労働者数
工場監督下にある労働者数						284,000
工場監督官に把握されている全疾病基金	153	143,726	174	173,253	142	230,708
うち 業務開始	9	13,563	80	114,770	90	187,454
理事会選出済	30	52,813	94	58,483	52	43,254
全権選出済	23	20,041				
規約認可済	37	30,095				
着手したばかり	54	26,216				

第16表 ウクライナにおける疾病基金開設状態

	1913年7月1日		1914年7月1日			
	基金数	労働者数	開設されたもの		給付開始したもの	
			基金数	労働者数	基金数	労働者数
工場監督下にあるウクライナ労働者数(1914.1.1)				332,041		
ウクライナの工場における疾病基金	178	94,825	536	270,222		
うち エカテリノスラフ県のみ	15	15,769	54	34,761	48	
ウクライナの鉱山における疾病基金				172,672	5	13,480

が66%となっている。第16表をみても、ほぼ同じような傾向をみてとることができる。

これら業務を開始した基金は、どれくらいの規模の活動をしていたものであろうか。その点について参考になるのが第17表である。これは各工場の疾病基金の報告書より作成されたものであって、傷病といっても、入院患者および傷病扶助金を1912年法にもとずいて支給された外来患者のみを考慮に入れている。何度も同一人が支給されているものも数に入っているわけであるが、とにかく、平均して年に1回前後、扶助金の対象となる傷病にか

第17表 疾病基金報告よりみた傷病発生状態

	傷病発生率	平均傷病期間
トレウゴリニク・マニユファクチュア (1914)	94 % (10,658 件)	10 日
うち 女子のみ	118 % (7,498 件)	11.8日
レ ス ネ ル 工 場 (1914)*	100 % (3,380 件)	10 日
ニコラエフスキー 造 船 (1914)	80 %	—
製 管 工 場 (1914)**	66 %	—
(1915)	94 %	—
ブリヤンスキー会社アレクサンドロフスキー工場 (1914)	75 %	—
(1915)	76 %	—
ドニエプロフスキー冶金 (1915)	84 %	—
ニコポリ＝マリウポリスキー工場 (1915)	100 %	—
ガ ン ト カ 製 鉄 (1915)	男子 94～100 %	—
	女子 130 %	—

* 1913年12月より1914年12月までの13ヶ月。

** エカテリノスラフの製管工場。

かっている。この表の示すものは、まず第1に、第14表との比較において明らかになるとおり、実際に発生している傷病のうち、疾病基金による扶助の対象になるものはごくわずかであった、ということである。第14表にみるところでは、1913年、冶金工場の労働者は平均年15回も外来患者として診療所にあらわれている。第2にこの第17表が示すものは、それにしても基金としてみれば扶助を与えるべき対象数が大きかった、ということである。傷病期間も平均10日をかぞえている。基金は必要な支出に耐えられたであろうか。1915年、はやくも給付水準の切り下げがあらわれている。ドニエプロフスキー工場の疾病基金は、傷病扶助金を32%減額し、エカテリノスラフの製管工場の疾病基金は、被保険者の妻の出産に対する扶助金を打ち切り、被保険者の出産に対する扶助金を%に減額、疾病および廃疾の扶助金を $\frac{1}{2}$ に（独身者の場合には $\frac{3}{8}$ に）、家族への往診には5カペイクの本人負担、

薬価本人負担分を10%から20%へと変更した。1915年、傷病扶助金は1日につきドニエプロフスキー工場で95カペイク、ニコポリ＝マリウポリ工場で1ルーブリ27カペイク、エカテリノスラフ製管工場では1ルーブリ52カペイクであったが、物価騰貴のおりから扶助金では生活できぬため、1915年末になると疾病届出数の低下がみられたという。⁽¹³⁵⁾しかし、一方において疾病基金が1915年ベトログラードその他数カ所において、自から診療所を経営するに至ったことも見逃がせない。⁽¹³⁶⁾

1917年2月革命なるや、社会保険法の疾病保険部分の改正が次々に行なわれた。まず、(1)適用範囲を労働者5人以上の全工場・鉱山(ただし鉄道、農業をのぞく)に拡大、(2)基金の管理は全く被保険者にうつす、(3)保険料負担割合を企業主と労働者1対1とし、当該地方の平均賃金の $\frac{2}{3}$ 以下しかうけとっていない下級労働者の抛出免除、(4)傷病扶助金はすべて賃金の $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{2}{3}$ とすることとなった。次に、全ロシア保険評議会の構成が官吏6名、市町村代表2名、医師会代表1名、弁護士会代表1名、労働者代表10名、企業主代表6名、計26名に、県保険審議会の構成が労働者2名、商工省1名、司法省1名、市自治体代表1名、町自治体代表1名、労働者代表6名、企業主代表6名、計18名となった。(10月11日付)。つづいて、出産扶助金支給期間が産前4週間産後4週間計8週間に延長された(10月17日付)。⁽¹³⁷⁾だが、これらの改正が広汎に実施されるいとまなく、10月革命が勃発し、労農政権の成立となるのである。

む す び

以上、われわれは、はなはだとぼしい資料をもってではあるが、資本主義ロシアにおける労働環境と社会保険について概観してきた。いまここにそれらをふりかえて、大凡次のようにいっていいであろう。

資本主義の通例どおり、ロシアにおいても、資本主義的産業の発展とともに非人間的労働環境が拡大し、労働力の破壊が進んだ。作業場の安全・衛生に対する社会的規制は、1890年代にいたってやっと、極めて強制力の乏しい

形ではじまった。その後 1917 年にいたるまで、目ぼしい改善はなかった。傷病に対する医療給付、および不具・廃疾に対する補償・扶助は、かつて主として緊縛労働力を利用していたところと、主として自由雇用の出稼ぎ労働力を利用していたところではちがった出発をした。一方は、地域全体に対する医療給付を行う工場病院と、極めて低い水準の年金をもってはじまり、他方は、私的医療機関の利用、一時扶助金支出による工場・鉱山からの廃疾労働力の放出をもってはじまった。不具・廃疾の労働者が次第に堆積しはじめるにともない、双方ともに、私的保険機関を利用することによって支出の増大を防ごうとする方向をとった。国家の政策は、医療給付および廃疾者への扶助は企業主の負担とすることを原則としてたてられていたが、それらは慈善的性質をもち、労働者の権利とはみとめられなかった。しかも企業主負担の原則は次第にくずれ、官営企業には、労働者の一部抛出および工場管理部による専断的管理を特徴とする共済基金制度が、民間企業には労働者より徴集した罰金基金を利用する制度が政策的に普及されるようになる。20 世紀に入ってから、1903 年法と 1912 年法にみられるような、急速な政策的前進があった。1903 年法は「自然的不可抗力」ゆえに雇主の責任を免除させる道をつくることによって、すなわち補償をうける労働者の権利の確立をおしとどめた。1905 年の革命ののちに成立した 1912 年法は、負担を労働者に転嫁する道をひろげたが、労働者の「参加」によって疾病基金を組織するという、専制政治に矛盾する内容を含むゆえに、労働者の保険カンパニヤ、専制内部における内務省と商工省の部分的背馳をよびおこした。

以上のことは、すべてツァー専制下における労働者状態、ツァー専制の労働政策の特質を暗示するものである。

1. Н.Е. Жекерист, 津田安記, ソヴェトの社会と医学, 創元社, 1952, 45頁,
2. 同前, 60頁,
3. 同前, 143頁,
4. 同前, 235頁,
5. История Ленинграда, Том 2, 1957, И-Л, стр. 200.

6. Н. И. Толоконский, Орехово-зуевская стачка 1885, Москва, 1956, стр. 38.
7. П. И. Кабанов, Морозовская стачка 1885 года, Москва, 1963, стр. 24.
8. Рабочее движение на Ярцевской фабрике в 1880–1917, Смоленск, 1956, стр. 5.
9. История Киева, Том. I, Киев, 1963, стр. 394.
10. Там же, стр. 394.
11. Там же, стр. 394.
12. Положение рабочих Урала во второй половине XIX–начале XX века, Сборник документов, Москва, 1960, стр. 525–526.
13. П. И. Кабанов, Указ. соч., стр. 24.
14. Рабочее движение на Ярцевской фабрике, Указ. соч., стр. 6.
15. Л. М. Кресина, Рабочее движение во владимирской губернии в конце XIX–начале XX века, Владимир, 1959.
16. К. А. Пажитнов, Очерки истории текстильной промышленности до-революционной России, (хлопчатобумажная, льно-пеньковая и шёлковая промышленность), Москва, 1958.
17. История Москвы, том II, 1954, Москва, стр. 394.
18. П. И. Кабанов, Указ. соч., стр. 24.
19. Б. Я. Вилкс, Формирование промышленного пролетариата в Латвии во второй половине XIX века, Рига, 1957, стр. 148.
20. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 525.
21. Н. И. Толоконский Указ. соч., стр. 38.
22. Е. Дильмухамедов, Очерки истории рабочего класса дореволюционного Казахстана, Алма-Ата, 1963, стр. 149.
23. 梅浦健吉, ソヴェートロシアの社会保険, 昭3, 8頁.
24. История Киева, Указ. соч., стр. 343. 391.
25. Там же, стр. 396.
26. История Ленинграда, Указ. соч., стр. 206.
27. Положения рабочих Урала, Указ. соч. стр. 522–523.
28. Там же, стр. 527–528.
29. Там же, стр. 528.
30. Там же, стр. 528–529.
31. Н. И. Толоконский, Указ. соч., стр. 39.
32. П. И. Кабанов, Указ. соч., стр. 24.
33. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 577.
34. Там же, стр. 577.

35. Там же, стр. 578.
36. Там же, стр. 584-585.
37. 梅浦, 前掲書, 8-9頁.
38. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 587.
39. Там же, стр. 591.
40. 梅浦, 前掲書, 9頁.
41. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 589, 590, 592.
42. レーニン, 「工場で労働者から徴集する罰金にかんする法律の説明」 国民文庫版, 39頁.
43. С. И. Потлов, Рабочие Донбасса в XIX веке, Москва, 1963, стр. 170.
44. А. Ф. Вовчик, Политика царизма по рабочему вопросу в предреволюционный период, Львов, 1964, стр. 188.
45. В. Е. Козак, Г. В. Плеханов в развитии промышленного капитализма в России, Киев, 1964, стр. 120.
46. А. Н. Щербань, Страница летописи Донецкой, Киев, 1963, стр. 24.
47. В. Е. Козак, Указ. соч., стр. 119.
48. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 536-540.
49. Там же, стр. 542.
50. Там же, стр. 530.
51. Там же, стр. 531-534.
52. Там же, стр. 543.
53. Там же, стр. 542-543.
54. Там же, стр. 556-562.
55. Там же, стр. 551.
56. А. Н. Щербань, Указ. соч., стр. 28.
57. Там же, стр. 31.
58. Б. Я. Вилкс, Указ. соч., стр. 148-149.
59. В. Е. Кокак, Указ. соч., стр. 120.
60. Там же, стр. 118.
61. Там же, стр. 118.
62. В. Я. Вилкс, Указ. соч., стр. 149.
63. Там же, стр. 149.
64. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 553.
65. Е. Дильмухамедов, Указ. соч., стр. 160.
66. История БССР, Том I, Минск, 1961, стр. 403.
67. Б. Я. Вилкс, Указ. соч., стр. 150.
68. С. И. Потлов, Указ. соч. стр. 170.

69. А. Н. Щербань, Указ. соч., стр. 33.
70. Б. Я. Вилкс, Указ. соч., стр. 150.
71. Там же стр. 151.
- 72.レーニン, 前掲書, 40-41頁.
73. Б. Я. Вилкс, Указ. соч., 146.
74. Там же, стр. 145.
75. Там же, стр. 146-147.
76. Рабочее движение в России в XIX веке, Том 4, Ч. I, под. ред. Л. М. Иванова, Москва, 1963, стр. 267.
77. Там же, Хроника.
78. А. Н. Щербань, Указ. соч., стр. 35.
79. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 598, 606.
80. А. Ф. Вовчик, Указ. соч., стр. 189.
81. Там же, стр. 190-191.
82. Там же, стр. 193.
83. Л. М. Кресина, Указ. соч., стр. 12.
84. Ф. Е. Лось, Формирование рабочего класса на Украине и его революционная борьба, Киев, 1955. стр. 184.
85. Там же, стр. 178.
86. Ю. И. Кирьянов, Экономическое положение рабочих юга России, Исторические записки № 72, стр. 31-32.
87. А. Н. Щербань, Указ. соч., стр. 33.
88. Там же, стр. 32.
89. А. М. Панфилова, История завода Красный Богатырь, Москва, 1958. стр. 19.
90. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 568.
91. Ф. Е. Лось, Указ. соч., стр. 182-183.
92. А. Н. Щербань, Указ. соч., стр. 26, 31.
93. Ф. Е. Лось, Указ. соч., стр. 179.
94. А. Н. Щербань, Указ. соч., стр. 31.
95. Ф. Е. Лось, Указ. соч., стр. 182.
96. Рабочее движение в России, Указ. соч., Хроника.
97. Экономика Белоруссии в эпоху империализма, Минск, 1963, Под ред. Г. Т. Ковалевского, стр. 388.
98. Ф. Е. Лось, Указ. соч., стр. 187.
99. Положение рабочих урала, Указ. соч., стр. 571.
100. Там же, стр. 609.

101. Там же, стр. 565–566.
102. А. Ф. Вовчик, Указ. соч., стр. 196.
103. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 566.
104. А. Ф. Вовчик, указ. соч., стр. 198.
105. Там же, стр. 198, 199.
106. Там же, стр. 199–200.
107. Там же, стр. 203.
108. Ю. И. Кирьянов, Указ. соч., стр. 50.
109. Экономика Белоруссии, Указ. соч., стр. 387–389.
110. А. Ф. Вовчик, Указ. соч., стр. 201.
111. Я. И. Лившин, Монополии в экономике России, Москва, 1961, стр. 413–424.
112. Рабочее движение в Петрограде в 1912–1917, Сборник документов, Ленинград, 1958, Док. № 44, №51, №354.
113. Экономика Белоруссии, Указ. соч., стр. 387–388.
114. Ю. И. Кирьянов, Указ. соч., стр. 51–52.
115. Там же, стр. 31.
116. Там же, стр. 50.
117. Экономика Белоруссии, Указ. соч., стр. 565.
118. Там же, стр. 386.
119. Ю. И. Кирьянов, Указ. соч., стр. 51.
120. Рабочее движение в Петрограде, Указ. соч., стр. 164, 166–170, 172.
121. Там же, Док. №13, №55.
122. Экономика Белоруссии, Указ. соч., стр. 388.
123. Ю. И. Кирьянов, Указ. соч., стр. 60.
124. 梅浦, 前掲書, 11–16頁.
125. П. А. Лавров, Рабочее движение на Украине 1913–1914, 1957, Киев, стр. 45.
126. Рабочее движение в Петрограде, Указ. соч., стр. 269–270.
127. Там же, стр. 272.
128. ブハーリン, 共産主義のABC, 邦訳スターリン・ブハーリン著作集, 第1巻, 491–492頁.
129. Рабочее движение в Петрограде, Указ. соч., стр. 78–80.
130. Там же, стр. 422–423.
131. Рабочее движение на Украине в годы нового революционного подъема, 1910–1914 гг., Сборник документов, Киев, 1959, стр. 401–402.
132. П. А. Лавров, Указ. соч., стр. 53–57. Рабочее движение на Украине,

- Указ. соч., стр. 428-429.
133. Там же, стр. 434-435.
134. История БССР, Указ. соч., стр. 565.
135. Ю. И. Кирьянов, Указ. соч., стр. 58.
136. 梅浦, 前掲書, 16頁.
137. 同前, 17-19頁.
- Таблица 1. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 532.
- Таблица 2. Там же, стр. 583.
- Таблица 3. В. Е. Козак, Указ. соч., стр. 117.
- Таблица 4. Ленин, 「工場で労働者から徴集する罰金にかんする法律の説明」
前掲書, 51-52頁.
- Таблица 5. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 610.
- Таблица 6. Там же, стр. 583 и 611.
- Таблица 7. А. Ф. Вовчик, Указ. соч., стр. 187, и Ф.Е. Лось, Указ. соч.,
стр. 178.
- Таблица 8. Там же, стр. 182.
- Таблица 9. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 572.
- Таблица 10. Там же, стр. 568.
- Таблица 9. Там же, стр. 181.
- Таблица 10. Положение рабочих Урала, Указ. соч., стр. 572.
- Таблица 11. Там же, стр. 181.
- Таблица 12. Ю. И. Кирьянов, Указ. соч., стр. 50.
- Таблица 13. Там же, стр. 59.
- Таблица 14. Там же, стр. 56.
- Таблица 15. Рабочее движение в Петрограде, Указ. соч., стр. 425-426.
- Таблица 16. П. А. Лавров, Указ. соч., стр. 60-61.
- Таблица 17. Ю. И. Кирьянов, Указ. соч., стр. 57, и Рабочее движение в
Петрограде, Указ. соч., стр. 271-272.